

第3号議案

送配電等業務指針の字句修正及び認可申請について

(案)

第3回理事会で議決した送配電等業務指針案について、経済産業大臣に対し認可申請を行うにあたり、別紙1のとおり字句修正を行ったうえで、別紙2のとおり認可申請を行うこととする。

なお、本議案の議決以降、経済産業大臣から認可を受けるまでの間の字句修正については、理事長に一任する。

以上

別紙1：送配電等業務指針案（第3回理事会からの修正履歴付き）

別紙2：送配電等業務指針認可申請書

送配電等業務指針 (案)

電力広域的運営推進機関

電力広域的運営推進機関 送配電等業務指針（案）

目 次

第 1 章 総則.....	1
第 2 章 需要想定.....	3
第 3 章 供給計画の取りまとめ等.....	6
第 4 章 調整力の確保に関する計画.....	9
第 5 章 設備形成.....	10
第 6 章 系統アクセス.....	31
第 7 章 電源接続案件募集プロセス.....	49
第 8 章 需給計画及び発電計画.....	52
第 9 章 需給状況の悪化時の指示等.....	55
第 10 章 一般電気事業者の系統運用等.....	59
第 11 章 地域間連系線の管理.....	72
第 12 章 作業停止計画の調整.....	85
第 13 章 系統情報の公表.....	89
第 14 章 緊急時の対応.....	93
第 15 章 電気の質に関する評価・分析等.....	94
第 16 章 その他.....	96
附則.....	97

第1章 総則

(目的)

第1条 この送配電等業務指針（以下「本指針」という。）は、電気事業法（昭和39年法律第170号、以下「法」という。）第28条の40第3号及び第28条の45の規定に基づき、一般電気事業者及び卸電気事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務の実施に関する基本的な事項等を定め、その適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

(用語)

第2条 本指針で使用する用語は、本指針に特に定めるもののほか、法並びに法に基づいて規定された政令及び省令並びに電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の定款及び業務規程において使用する用語の例による。

2 本指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「休日」とは、土曜日、日曜日及び〔国民の祝日に関する法律+（昭和23年7月20日法律第178号）に規定する休日並びに本機関が指定する日をいう。
- 二 「平日」とは、休日以外の日をいう。
- 三 「昼間帯」とは、毎日8時から22時までの時間をいう。
- 四 「夜間帯」とは、昼間帯以外の時間をいう。
- 五 「供給支障」とは、電気の供給の支障（但し、電路が自動的に再閉路されることにより電気の供給の支障が終了した場合を除く。）をいう。
- 六 「発電抑制」とは、給電指令（第161条に定める。以下同じ。）により発電設備等の出力の抑制又は電力系統からの電気的な切り離しが行われることをいう。
- 七 「電源脱落」とは、電力設備の故障に起因し、発電設備等が電力系統から電気的に切り離されることをいう（但し、給電指令による場合を除く。）。
- 八 「発電支障」とは、発電抑制及び電源脱落をいう。
- 九 「短時間熱容量」とは、流通設備に電流が流れた際の当該設備の温度が、当該設備を短時間に限り使用することができる上限の温度となる潮流の値をいう。
- 十 「需要設備系統連系希望者」とは、需要設備への電気の供給を行う者又は需要設備への電気の供給を行おうとする者をいう。
- 十一 「系統連系希望者」とは、発電設備等系統連系希望者及び需要設備系統連系希望者をいう。

十二 「アクセス設備」とは、発電設備等系統連系希望者及び需要設備系統連系希望者が送電系統に連系するための流通設備をいう。

十三 「発電設備等系統アクセス業務」とは、事前相談、接続検討及び発電設備等契約申込み（第79条に定める。以下同じ。）に関する業務をいう。

十四 「需要設備系統アクセス業務」とは、事前検討及び需要設備契約申込み（第102条に定める。以下同じ。）に関する業務をいう。

十五 「系統アクセス業務」とは、発電設備等系統アクセス業務及び需要設備系統アクセス業務をいう。

第2章 需要想定

(需要想定要領に定める事項)

- 第3条 需要想定要領には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 需要想定に関する基本事項(想定期間、想定区分と想定主体、想定対象、需要区分等)
 - 二 需要実績の補正方法(気温、閏年による影響の具体的な補正手法等)
 - 三 供給区域の需要(以下「供給区域需要(第4条に定める)という。」)の想定方法(短期想定の手法、長期想定の手法等)
 - 四 小売供給を行う相手方の需要(以下「自社需要(第6条に定める)という。」)の想定方法(短期想定の手法、長期想定の手法等)
 - 五 本機関への提出様式
 - 六 その他需要想定を適切に作成又は提出するにあたって必要となる事項

(供給区域需要の想定)

- 第4条 一般電気事業者は、需要想定要領に基づき、自らの供給区域の需要(以下「供給区域需要」という。)の想定を行い、本機関に提出する。
- 2 一般電気事業者は、供給区域需要の想定にあたっては、本機関の公表する経済見通しその他の情報、直近の需要動向、過去の需要の実績、供給区域の個別事情等を考慮するものとする。
 - 3 一般電気事業者は、第1項の供給区域需要の想定を提出する際は、本機関が定める様式により、その算定根拠を併せて提出するものとする。

(供給区域需要の想定の検証)

- 第5条 一般電気事業者は、別表2-1のとおり、供給区域需要の実績と供給計画として届け出た供給区域需要の想定とを比較し、その差異について検証を行う。但し、本機関の要請があった場合には、別表2-1に記載する期間以外の需要実績と需要想定についても比較及び検証の対象とする。
- 2 一般電気事業者は、前項の比較及び検証に際しては、気温、人口、経済動向その他の需要に影響し得る要因及びその影響量について検証しなければならない。
 - 3 一般電気事業者は、業務規程第19条第2項に基づき、第1項の比較及び検証の結果等を本機関が定める様式に基づき、提出する。
 - 4 一般電気事業者は、前項の検証結果等を、適宜、供給区域需要の想定に反映するものとする。

別表2-1 検証する需要想定と比較対象とする需要実績

比較対象とする需要実績	検証する需要想定
前年度の需要電力量	前年度計画の第1年度
当年度の夏季最大3日平均電力	当年度計画の第1年度
前年度の冬季最大3日平均電力※(※)	前年度計画の第1年度

(※) 冬季に年間の最大需要電力が発生する供給区域のみ対象とする。

(自社需要の想定)

- 第6条 卸電気事業者を除く電気事業者は、需要想定要領に基づき、小売供給を行う相手方の需要(以下「自社需要」という。)の想定を行い、供給計画の案の一部として、本機関に提出する。
- 2 卸電気事業者を除く電気事業者は、前項に基づき、自社需要の想定にあたっては、第4条第2項に定める事由のほか電源の調達計画や販売計画等を考慮するものとする。

(自社需要の想定の検証)

- 第7条 卸電気事業者を除く電気事業者は、第5条第1項及び第2項に準じ、自社需要の実績と需要想定の差異について比較し、その差異について検証を行う。
- 2 卸電気事業者を除く電気事業者は、前項の検証結果等を、適宜、自社需要の想定に反映するものとする。

(本機関による需要想定の検証プロセス)

- 第8条 業務規程第19条第3項に定める本機関が行う過去の供給区域の需要想定の検証は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。但し、第3号については、本機関が必要と判断する場合に限る。
- 一 供給区域の需要実績と供給区域の需要想定との差異及びその要因
 - 二 前号に定める事項の過年度からの推移
 - 三 一般電気事業者の行った検証の考え方及び検証方法
 - 四 その他本機関が需要想定及び需要想定要領の検証に必要と判断する事項

(全国需要想定水準の考え方)

- 第9条 業務規程第21条第1項に定める全国需要想定水準は、次の各号に掲げる考え方に基づき策定する。
- 一 原則として、人口・経済指標等の実績と需要実績との回帰分析または需要実績の時系列傾向線を踏まえて策定する。

- 二 全国需要想定水準には、前条の本機関における検証を通じて得られた知見を反映する。
- 三 想定期間及び想定対象は、業務規程第21条第2項第1号ア及び第2号に準拠する。
- 2 前項第1号の回帰分析にあたっては、本機関が業務規程第20条にてに基づき、会員に通知し、公表する人口・経済指標の見通しを用いる。

第3章 供給計画の取りまとめ等

(供給計画の案の調整に関する考え方)

第10条 本機関は、需給バランスの確保、周波数の維持、適切な流通設備形成の観点等から、次の各号に掲げる事項を考慮の上、供給計画の案に基づく調整の要否を判断する。

- 一 一般電気事業者が提出した供給計画の案における考慮事項
- ア 供給計画における供給区域需要と供給区域の需要想定との間の相違の有無~~及び~~程度
 - イ 需要実績の推移及び過去の供給計画の想定需要と比較した場合における、自社需要の変動の程度
 - ウ 国の定めるガイドライン及び記載要領（以下、~~総称して~~「供給計画ガイドライン等」という。）に照らし、供給力の算定方法において著しく不合理な点が有るか否か
 - エ 自社需要に対する供給予備率が本機関の定める一定の水準を上回っているか否か（沖縄電力株式会社については自社需要に対する供給予備力が最大電源ユニットに相当する電力を上回っているか否か）
 - オ 供給計画の案に記載された流通設備形成計画における設備の内容、運用の開始時期等と広域系統長期方針及び広域系統整備計画との整合性
 - カ その他電力の安定供給を確保する観点から考慮すべき事項
- 二 卸電気事業者が提出した供給計画の案における考慮事項
- ア 供給計画ガイドライン等に照らし、供給力の算定方法における著しく不合理な点が有るか否か
 - イ 卸電気事業者の卸先の需給バランスを著しく悪化させる供給力の計画の有無
 - ウ 供給計画の案に記載された流通設備形成計画において設備の内容、運用の開始時期等と広域系統長期方針及び広域系統整備計画との整合性
 - エ その他電力の安定供給を確保する観点から考慮すべき事項
- 三 特定規模電気事業者及び特定電気事業者が提出した供給計画の案における考慮事項
- ア 需要実績の推移及び過去の需給計画等の想定需要と比較した場合における、自社需要の変動の程度
 - イ 供給計画ガイドライン等に照らし、供給力の算定方法において著しく不合理な点が有るか否か
 - ウ 自社需要に対して、十分な供給力及び供給予備力が確保されているか否か

エ 供給力に調達先未定分がある場合は調達の蓋然性

(本機関からの根拠及び考え方の聴取)

第11条 電気事業者は、本機関から、本機関に提出した供給計画の案又は国に届け出た供給計画の根拠及び考え方を聴取された場合は、速やかにこれに応じなければならない。

(供給計画の案等の変更箇所に関する説明)

第12条 電気事業者は、業務規程第24条に基づき、本機関から供給計画の案の見直しの要請を受け、見直後の供給計画の案を提出する場合には、本機関に対し、変更見直しを行った箇所について説明しなければならない。

2 電気事業者は、本機関に提出した供給計画の案と業務規程第25条に基づいて提出する供給計画との間に変更がある場合には、本機関に対し、当該変更箇所について説明しなければならない。

(供給区域の需給バランス評価の方法)

第13条 本機関は、供給区域の需給バランス評価において、一般電気事業者が想定する供給区域需要と、一般電気事業者及び特定規模電気事業者の供給力及び並びに卸電気事業者の販売先未定の供給力の合計値とを比較し、次の各号に掲げる点を検証するものとする。

一 供給区域需要に対する供給予備率が第10条第1号エに定める水準を満たしているか否か。満たしていない場合は、他の供給区域からの供給力期待量受電することを期待できる電力（以下「融通期待量」という。）を考慮した供給予備率が同水準を満たしているか否か。

二 第1年度について、当該供給区域に供給を行う最大電源ユニットが停止した場合であっても、供給力が当該供給区域の需要を上回っているか否か。上回っていない場合は、他の供給区域からの供給力期待量融通期待量を考慮した供給力が、当該供給区域の需要を上回っているか否か。

三 前各号に定める水準が確保されていない場合は、第11条に基づき、本機関が電気事業者から聴取した供給計画の根拠及び考え方の合理性が有るか否か。

2 本機関は、電気供給事業者に対し、電力需給バランス評価にあたって、必要な情報提供その他の協力を求めることができ、協力を求められた電気供給事業者は、速やかにこれに応じるものとする。

(供給計画の取りまとめ)

第14条 本機関は、電気事業者から供給計画の提出を受けた場合は、供給計画の案からの変更点に留意し、必要に応じ、第10条に定める考慮事項の確認を行う。

2 本機関は、経済産業省令に基づき、提出を受けた供給計画に関して、次の各号に掲げる事項を取りまとめる。

一 短期及び長期の需要電力量、最大需要電力及び年負荷率

二 供給力の確保

ア 短期及び長期の需給バランス

イ 電源構成の変化に関する分析

三 流通設備形成計画

四 広域運営の状況（供給区域間の電気の販売・調達計画の状況等）

五 電気事業者の特性分析（事業者の規模別分布や保有電源の分析等）

3 本機関は、前各項の確認及び取りまとめの結果を踏まえ、供給計画に対する意見を付する場合には、当該意見に次の各号に掲げる事項の検討結果を反映するものとする。

一 各供給区域及び全国の供給予備率の水準が第10条第1号エに定める水準を下回っている場合は、本機関及び電気供給事業者における供給予備率の改善に向けた方策と見通し

二 各供給区域及び全国の供給予備率の水準が第10条第1号エに定める水準を下回っている場合で、本機関及び電気供給事業者のみではその改善に向けた取り組みが困難な場合の、国による新たな政策方針等の必要性

三 その他本機関が需給の安定化の観点から国に意見を述べることが適當と考える事項

第4章 調整力の確保に関する計画

(調整力の確保に関する計画及び実績の提出)

- 第15条 一般電気事業者は、毎年度、翌年度における調整力の確保に関する計画を作成し、当該年度の開始前に、本機関に提出しなければならない。
- 2 前項の調整力の確保に関する計画には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 調整力の必要量
 - 二 調整力の具体的な内容
 - 三 調整力を必要とする理由
- 3 一般電気事業者は、毎年度、前年度における前項の計画に対する調整力の活用の実績を、本機関に提出しなければならない。

(調整力の公募のための準備)

- 第16条 一般電気事業者は、電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)の施行に向けて、調整力の公募のために必要となる準備を行わなければならない。

第5章 設備形成

第1節 広域系統長期方針

(広域系統長期方針)

- 第17条 広域系統長期方針の策定においては、国の政策方針、総合資源エネルギー調査会令(平成12年6月7日政令第293号)に基づく審議会等(以下「国の審議会等」という。)における審議、策定済みの広域系統整備計画、本機関による電力系統に関する調査・分析の結果等を踏まえ、10年を超える期間を見通した検討を行い、我が国全体全国の電力系統のあるべき姿及びその実現に向けた考え方を示すものとする。
- 2 広域系統長期方針の策定に際しては、電気事業者の意見や本機関の業務に關係がある海外諸国の機関との意見交換等を通じて得た知見を踏まえるものとする。
- 3 広域系統長期方針は、会員から意見を聴取する等からの意見聴取等の透明性のあるプロセスを経た上で策定し、その内容を直ちに公表するものとする。

(広域系統長期方針の記載事項)

- 第18条 広域系統長期方針においては、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 広域連系系統の整備に関する基本的な考え方
 - ア 我が国全体における全国の将来の電気の需給に関する事項
 - イ 我が国全体における全国の将来の広域連系系統のあり方に関する事項
 - 二 広域連系系統の整備の基本的な考え方の検討に係る留意事項
 - ア 前号アの検討に際しての留意事項
 - (ア) 前年度までの電気の需給の状況
 - (イ) 社会的又は経済的事情の変化を踏まえた電気の需給の見通し
 - (ウ) 一般電気事業者の供給区域の特性
 - イ 前号イの検討に際しての留意事項
 - (ア) 広域的な電力取引の環境整備の見通し
 - (イ) 大規模事故、災害等の発生時における供給信頼度
 - (ウ) 一般電気事業者の供給区域の特性
 - (エ) 流通設備の経年情報、技術開発の進展その他の技術的情報
 - 三 その他広域連系系統の整備及び更新の方向性に関する事項

(広域系統長期方針の見直し)

- 第19条 広域系統長期方針は、策定又は見直後、5年毎ごとに定期的に見直しを行う。
- 2 本機関は、前項の定期的な見直しのほか、次の各号に掲げる場合において、広域系統長期方針の見直しの必要性について検討を行い、見直しが必要であると判断したときには、その都度見直しを行う。
- 一 エネルギー政策基本法(平成14年6月14日法律第71号)に基づくエネルギー基本計画その他の広域系統長期方針に影響を与える国の政策方針が決定又は見直された場合
 - 二 本機関が、業務規程第4章に基づき、会員の供給計画を取りまとめ、公表した場合
 - 三 その他広域系統長期方針の前提条件が大きく変化したと本機関が認めた場合

第2節 広域系統整備委員会

(広域系統整備委員会)

- 第20条 広域系統整備委員会は、本機関の常設の委員会とする。
- 2 広域系統整備委員会は複数名の委員で構成するものとし、委員数、委員の資格、委員の任期、委員の選解任の手続その他広域系統整備委員会を運営する上で必要な事項は、本機関の理事会によって定める。
- 3 電気供給事業者は、広域系統整備委員会の要請に基づき、広域系統整備委員会の運営に関して協力する。

(オブザーバーの招聘)

- 第21条 広域系統整備委員会は、広域系統整備委員会又は理事会が広域系統整備委員会における検討、評価等を行う上で必要と認める場合には、オブザーバーを招聘し、オブザーバーの意見を聞くことができる。

(利害を有する委員の取扱い)

- 第22条 広域系統整備委員会は、案件の内容に直接的な利害を有する委員については、当該案件の検討、評価等に限り、オブザーバーとする。

第3節 計画策定プロセス

(本機関の発議による計画策定プロセスの開始手続)

- 第23条 本機関の発議による計画策定プロセスは、本機関が次の各号のいずれかの要件に適合すると認めた場合に、業務規程第31条第1項第1号に基づき、本機関が次の各号のいずれかの要件に適合すると認めた場合に計画策定プロセスを開始するものとする。

- 一 安定供給に関する検討開始要件(業務規程第31条第1項第1号ア)
 - ア 複数の発電機の計画外停止が実際に発生し、これにより一般電気事業者の供給予備力を超える大幅な供給力が喪失した際に、連系線が運用容量まで使用されたにもかかわらず供給障害が発生した場合。
 - イ 発生し得る大規模事故、災害等の影響分析等により、電力の安定供給を確保する必要があると認められる場合。
- 二 広域的取引の環境整備に関する検討開始要件(業務規程第31条第1項第1号イ)
 - ア 連系線の利用実績 連系線の利用実績において、過去1年間に運用容量に対する空容量が5%以下となった時間数が、過去1年間の総時間数の20%以上となった場合。但し、連系線の空容量の算定にあたっては、他の連系線への迂回が可能である潮流については、他の連系線に迂回したものとして取り扱う(以下、イ、ウ及びカにおいて同じ。)。
 - イ 連系線の年間計画 連系線の年間計画において、運用容量に対する空容量が5%以下となる時間数が、年間計画を管理する対象の期間の総時間数の20%以上となった場合。
 - ウ 連系線の長期計画 連系線の長期計画において、運用容量に対する空容量が10%以下となる年度が、3年度以上となった場合。
 - エ 市場取引状況 卸電力取引所が運営するスポット取引において、過去1年間に市場分断処理(約定処理の結果、地域間の売買約定量の積算量が連系線の空容量を超過し、当該空容量を制約条件として再度約定処理を行うことをいう。)を行った商品の数が、過去1年間の総商品数の20%以上となった場合。
 - オ 地内基幹送電線の制約による出力制限の実績 一般電気事業者の供給区域毎の供給区域ごとの年間最大需要発生時又は年間最小需要発生時の地内基幹送電線の空容量の実績が運用容量の5%以下となった場合又は本機関の情報提供の求めに対して電気供給事業者から発電設備等の出力に制限が生じている旨の申出があった場合において、地内基幹送電線の制約が原因で電気供給事業者の発電に恒常的な制限(託送供給契約にしたが

った発電の制限その他系統連系の前提となっている制限を除く。) が発生している事実が確認されたとき。

カ 電気供給事業者の増強ニーズ 複数の電力の広域的取引を行おうとする電気供給事業者(但し、電源を設置しようとする者又は既設の電源の最大受電電力を増加させようとする者である場合は、接続検討の回答を得ている者に限る。)から過去3年以内に受領した増強ニーズの総量が過去の計画策定プロセス(但し、広域連系系統の増強に至らなかつたものに限る。)において定めた基本要件の増強容量を超過した場合。

キ 連系線に直接影響を与える系統アクセス 本機関が第83条第1項により一般電気事業者から地内基幹送電線の増強を要する発電設備等契約申込みを受け付けた旨の報告を受けた場合、又は、本機関が電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合で、当該発電設備等契約申込み又は電源接続案件募集プロセス開始の申込みにおいての増強の対象である地内基幹送電線が地域間連系線の運用容量の算定や運用に直接影響を与える電線路であると認めたとき。但し、発電設備等系統連系希望者が、広域系統整備計画又は電源接続案件募集プロセスの結果に基づき、発電設備等契約申込みを行った場合を除く。

ク その他広域的取引の環境整備を行う必要性が認められる蓋然性が高く、本機関が広域系統整備を検討すべき合理性が認められる場合。

2 本機関は、前項第2号の要件適合性を判定するに際し、災害による流通設備の故障、流通設備の長期間の作業停止その他の当該期間においてのみ偶発的に発生し、当該期間以降に継続的に発生することが見込まれない事象の影響が認められる場合、本機関は、当該影響を控除の上、前項第2号の要件適合性を判定するものとする。

3 本機関は、次の各号に掲げる要件については、第1項により計画策定プロセスを開始したか否かにかかわらず、次の各号に掲げる頻度で要件適合の状況を取りまとめ、広域系統整備委員会に報告するとともに公表する。

一 第1項第2号アからエ及びカの要件 四半期に1回

二 第1項第2号オの要件 年1回

(広域系統整備に関する提起を行うことができる電気供給事業者)

第24条 電気供給事業者は、次の各号に掲げる要件を満たす場合に、広域系統整備に関する提起を行うことができる(以下「広域系統整備に関する提起を行った者を「検討提起者」という。」)。

一 安定供給に関する提起 一般電気事業者であること

二 広域的取引の環境整備に関する提起 次のア及びイを満たしていること

ア 既設の電源(但し、最大受電電力を増加させる場合を除く。)を用いた広域的な電力取引を希望していること

イ 拡大を希望する広域的な電力取引の量の合計が1万キロワット以上であること

三 電源設置に関する提起 次のアからウを満たしていること

ア 設置しようとする電源(既設の電源の最大受電電力を増加させる場合を含む。以下本条において同じ。)により、広域的な電力取引を行おうとしていること

イ 設置しようとする電源に關し、接続検討の回答を得ていること(連系ができない旨の回答である場合を含む。)

ウ 設置しようとする電源の出力の合計(但し、既設の電源の最大受電電力を増加させる場合は、拡大を希望する広域的な電力取引の量の合計とする。)が1万キロワット以上であること

2 複数の電気供給事業者は、共同で本機関に対し広域系統整備に関する提起を行うことができる。この場合、当該複数の電気供給事業者の希望する広域的な電力取引の量又は設置しようとする電源の出力の合計値に基づき、前項第2号イ及び第3号ウの要件の充足性を判断する。

(広域系統整備に関する提起等)

第25条 検討提起者電気供給事業者は、本機関が定め公表する様式に基づいて、本機関に対して広域系統整備に関する提起を行う。

2 検討提起者電気供給事業者は、広域的取引の環境整備又は電源設置に関する提起を行う場合は、広域系統整備に関する提起に際し、費用負担の意思の有無を明らかにするとともに、財務的能力の評価に必要な資料を添付しなければならない。

3 広域系統整備に関する提起を行った電気供給事業者(以下「検討提起者」といふ。)は、本機関が業務規程第34条に基づき受益者及び費用負担割合を決定するまでの間は、具体的な理由を記載した書面を本機関に提出することにより、当該提起を取り下げることができる。

(電気供給事業者の提起による計画策定プロセスの開始手続)

第26条 本機関は、電気供給事業者から広域系統整備に関する提起がなされた場合による計画策定プロセスは、本機関が次の各号のいずれかの要件に適合すると認めたときに、業務規程第31条第1項第2号に基づき、本機関が次の各号のいずれかの要件に適合すると認めた場合に計画策定プロセスを開始するものとする。

- 一 安定供給に関する提起 広域系統整備に関する提起の内容を確認し、第23条第1項第1号に掲げる安定供給の観点から検討する必要性があると認められること
- 二 広域的取引の環境整備及び電源設置に関する提起 次のアからウを満たすこと
 - ア 検討提起者が希望する電力取引の量が広域連系系統の既設設備において送電できる電力の容量を1万キロワット以上超過すること
 - イ 検討提起者が、本機関が業務規程第34条に基づいて決定する費用負担割合による費用負担の意思を有しており、それを裏付ける財務的能力を有していること
 - ウ 整備の検討の対象となる流通設備が、広域連系系統に該当すること
- 2 本機関は、前項の要件に適合していないと認めた場合又は第28条の確認の結果により計画策定プロセスを開始しないことを判断した場合には、検討提起者に対して、計画策定プロセスを開始しない旨及びその理由を書面で通知する。

(国の要請に基づく計画策定プロセスの開始手続)

第27条 第23条及び前条に掲げる場合のほか、計画策定プロセスは本機関は、国の審議会等から広域系統整備に関する検討の要請を受けた場合に、業務規程第31条第1項第3号に基づき、国の審議会等から広域系統整備に関する検討の要請を受けたときに計画策定プロセスを開始するものとする。

(一般電気事業者への対策実施状況等の確認)

第28条 本機関は、第23条及び第26条にかかわらず、整備の検討の対象となる流通設備が、地内基幹送電線であって、直接的には連系線の運用容量の算定や運用に影響を与えない流通設備であるとき場合には、業務規程第31条第2項に基づき、一般電気事業者に対して、状況認識、対策の実施状況及び対策の可能性等の確認を行った結果、当該一般電気事業者による流通設備の整備計画では本機関が計画策定プロセスを開始しようとする目的又は検討提起者による広域系統整備に関する提起の内容が実現できないと認めた場合に限り、計画策定プロセスを開始する。

(計画策定プロセスの進め方の決定)

第29条 計画策定プロセスを開始した場合は、次の各号に掲げる事項の確認及び検討の上、その進め方を決定するものとする。

- 一 他の案件との照合確認

- ア 過去の検討案件との照合確認 新規の計画策定プロセスに係る案件(以下「新規検討案件」という。)と、過去の計画策定プロセスにより検討を行った案件(但し、広域系統整備計画の決定に至らなかった案件に限る。)との間の検討開始の理由及び内容の同一性。同一性が認められる場合には、当該案件の検討を行った時からの状況の変化の有無及び程度。
- イ 検討中又は検討予定の案件との照合確認 新規検討案件と、現在、計画策定プロセスにより検討を行っている又は検討を行おうとしている他の案件との間の検討開始の理由又は内容の同一性。同一性が認められる場合には、当該他の案件とは別に広域系統整備の検討を行う必要性。
- 二 計画策定プロセスの継続の必要性 前号ア及びイの確認結果その他計画策定プロセスを継続する必要性に関する事項
- 三 検討スケジュール 計画策定プロセスの進め方の決定から業務規程第35条に基づく広域系統整備計画の決定までの期間
- 2 計画策定プロセスの標準検討期間は、次の各号に掲げる期間とする。
 - 一 実施案及び事業実施主体の募集を行う場合 18か月
 - 二 実施案及び事業実施主体の募集を行わない場合 12か月
- 3 新規検討案件が電気供給事業者の提起に基づく案件である場合は、計画策定プロセスを開始した旨及び計画策定プロセスの進め方を当該電気供給事業者に書面で通知する。本機関が計画策定プロセスを継続する必要性が無いと判断した場合には、その理由も併せて通知する。
- 4 検討中又は検討予定の案件との照合確認の結果、新規検討案件を他の案件と併せて検討を行うことが適当であると認めた場合は、当該他の案件の検討において、新規検討案件の検討開始の理由及び内容を考慮するものとする。
- 5 本機関は、第1項の検討の結果、計画策定プロセスを継続する必要性がないと判断した場合は、計画策定プロセスを終了する。

(基本要件等の決定)

第30条 本機関は、前条第1項の確認及び検討の結果、計画策定プロセスを継続する必要性があると判断した場合は、広域系統整備の基本要件及び受益者の検討にあたり、次の各号に定める事項を考慮の上、広域系統整備を行う必要性の有無を検討する。

- 一 広域系統整備に代わる代替的な方策(電源の新增設、既設電源の供給力の増加等)
- 二 広域系統整備に要する費用
- 三 広域系統整備による電気の安定供給に与える影響
- 四 広域系統整備による電力取引の活性化への寄与の有無及びその程度

五 広域系統整備による再生可能エネルギー電源導入への寄与の有無及びその程度

六 その他広域系統整備による社会的な便益に与える影響

2 本機関は、前項の検討の結果、広域系統整備を行う必要性があると判断した場合には、次の各号に定める広域系統整備の基本要件及び受益者の範囲を定める。

一 広域系統整備の基本要件

ア 増強の目的及び期待される効果

イ 必要な増強容量

ウ 広域系統整備が必要となる時期

エ 広域系統整備の方策（工事概要、概略ルート、概算工事費、概略所要工期等）

オ 今後の予定

二 広域系統整備の目的に照らした受益者の範囲

（電気供給事業者の募集及び応募等の手続）

第31条 本機関は、前条の検討に際し、増強ニーズの探索、増強容量の検討その他の目的から必要であると認める場合は、当該案件について、検討提起者以外で、広域的な電力取引により、当該計画策定プロセスの検討の対象となる流通設備の利用を拡大しようとする電気供給事業者を募集することができる。

2 本機関は、電気供給事業者から前項の募集に対する応募がなされた場合には、当該電気供給事業者の応募の内容を踏まえ、前条の検討を行う。但し、募集に応じた電気供給事業者に本機関が業務規程第34条に基づいて決定する費用負担割合による費用負担の意思及び財務的能力を有していることを確認できる場合に限る。

3 募集に応じた電気供給事業者のうち電源を設置しようとする者又は既設の電源の最大受電力を増加させようとする者であって、接続検討の回答を得ていない者については、本機関への応募後、速やかに、接続検討の申込みを行わなければならない。当該電気供給事業者が応募後1か月以内に接続検討の申込みを行わない場合には、当該応募は無効なかったものとするして取り扱う。

4 募集に応じた電気供給事業者は、本機関が業務規程第34条に基づき受益者及び費用負担割合を決定するまでの間は、具体的な理由を記載した書面を本機関に提出することにより、当該応募を取り下げることができる。

（計画策定プロセスの期間中における系統アクセス業務の取扱い）

第32条 本機関は、計画策定プロセスを開始した場合において、当該計画策定プロセスを早期かつ適切に進め、広域系統整備の実現性を担保するために必要であると認めたときは、広域系統整備委員会の意見を踏まえ、周辺系統に確保する容量、確保を開始する時期、発電設備等契約申込みの回答可否その他の系統アクセス業務における取扱いを決定し、関係する一般電気事業者に通知し、~~通知を受けた一般電気事業者は、通知の内容を前提として、系統アクセス業務を行う。但し、本機関が第40条により通知を行った場合、又は、本機関が状況の変化等により取扱いを変更すべきと判断し、本機関が当該変更の通知を行った場合には、一般電気事業者は、当該通知の内容に従うものとする。~~

2 ~~前項の通知を受けた一般電気事業者は、通知の内容を前提として、系統アクセス業務を行う。但し、本機関が第40条により通知を行った場合、又は、本機関が状況の変化等により取扱いを変更すべきと判断し、本機関が変更の通知を行った場合には、一般電気事業者は、当該変更の通知の内容にしたがうものとする。~~

（実施案等の募集の要否の決定）

第33条 本機関は、広域系統整備の基本要件を決定した場合には、広域系統整備委員会の意見を踏まえ、実施案及び事業実施主体の募集を行うか否かを決定する。

（実施案等の応募資格者）

第34条 実施案及び事業実施主体の募集に対する応募資格者は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 一般電気事業者

二 卸電気事業者

三 卸電気事業者となる認可を取得しようとする事業者（新たに設立する法人により当該認可を取得しようとする場合は、当該法人への出資を予定している事業者とする。）であって、十分な財務的・技術的能力を有している事業者

（実施案等の募集の実施）

第35条 本機関は、前条に基づき実施案及び事業実施主体の募集を行うと決定した場合は、次の各号に掲げる手順に従ってしたがって、実施案及び事業実施主体の募集を行う。

一 実施案募集の公表

本機関は、実施案の募集を決定したことを公表する。

二 公募要領の策定・公表

本機関は、第30条により決定した広域系統整備の基本要件を踏まえ、応募資格、必要な増強容量、広域系統整備が必要となる時期、広域系統整備の方策、実施案の提出期限、実施案及び事業実施主体の選定スケジュール、実施案の評価方法、実施案の記載事項その他必要な事項を定めた公募要領を策定し、公表する。なお、本機関は、公募要領の策定にあたっては、必要に応じ会員の意見を聴取するとともに、業務規程第4条第2項に基づき、公表する内容を検討するものとする。

三 応募意思の確認

実施案の応募の意思を有する事業者は、公募要領に定めるところにより、応募意思を表明する文書を提出する。

四 応募資格の審査

本機関は、前号により応募意思を表明した事業者について、前条の応募資格者に該当すること及びその他公募要領で定める応募資格を満たすことを確認する。

五 応募意思を有する事業者が不在の場合の対応

本機関は、前号による確認の結果、応募資格を満たす事業者（以下「有資格応募者」という。）がいない場合、実施案の募集を取り止める。この場合、本機関は、広域系統整備の基本要件に定めた工事概要に基づき、当該工事により設置する電線路等の接続先となる電線路等を維持・運用する一般電気事業者又は卸電気事業者の中から実施案の提出を求める事業者を選定し、実施案の提出を求める。但し、本機関が、広域系統整備の基本要件に照らし、他の一般電気事業者又は卸電気事業者に実施案の提出を求めることが適切と判断した場合には、当該一般電気事業者又は卸電気事業者に対して、実施案の提出を求める。

六 説明会の開催

本機関は、必要に応じ、有資格応募者を対象とした公募要領の説明会を開催する。

七 応募に必要な情報の提供

本機関は、有資格応募者から、実施案の作成のために、次の各号に掲げる情報の提供の依頼があった場合は、本機関が実施案の作成のために必要であると認める範囲において、関係する電気供給事業者から情報の提出を受け、当該有資格応募者に当該情報を提供する。この場合、本機関は、有資格応募者に対して、開示した情報に関する守秘義務を課し、目的外利用を禁止するため、別途覚書を締結するものとする。

ア 送電系統図（送電線経過図、給電系統図等）

イ 既設電気所の概要（単線結線図、機器配置平面図等）

ウ 設備の諸データ（電圧、設備／運用容量、インピーダンス等）

エ 予想潮流図

オ 系統解析用データ（熱容量、同期安定性、電圧安定性、短絡容量等）

カ 広域機関が基本要件の検討において解析を行ったデータ

キ その他実施案の作成に必要となる技術的な情報

八 実施案の提出

有資格応募者は、実施案を提出する場合は、第2号の公募要領に記載した提出期限までに本機関に提出する。なお、本機関は、有資格応募者から一切の応募が無かった場合は、第5号に準じ、一般電気事業者又は卸電気事業者に対して、実施案の提出を求める。

（実施案の募集を行わない場合の手続き手続）

第36条 本機関は、実施案の募集を行うことが合理的でないと認める場合は、その理由を踏まえ、広域系統整備委員会において実施案の提出を求める電気事業者を検討し、特定する。

（実施案及び事業実施主体の評価方法）

第37条 本機関は、次の各号に掲げる評価項目について、実施案の評価を行う。

一 公募要領等への適合性 必要な増強容量の確保、増強の完了時期、電力系統性能基準（第52条に定める。以下同じ。）の充足性、法令又は政省令への適合性等

二 経済性 工事費、流通設備の維持・運用費用、送電損失等

三 電力系統の安定性 電力系統の運用に関する柔軟性の向上、事故発生リスク等

四 対策の効果 安定供給への寄与、電力取引の活性化、再生可能エネルギー電源の導入拡大等

五 事業実現性 事業者の流通設備の建設（用地取得を含む。）に関する経験、用地取得のリスク、工事の難易度等

六 事業継続性 事業者の財務的健全性、事業者の流通設備の維持・運用に関する経験、保守・運用の体制等

七 その他実施案の妥当性を評価するにあたって必要な事項

2 本機関は、実施案の評価において、経済性、系統の安定性、若しくは事業実現性等を向上させ、又は、提出された実施案について適正な比較評価を行うために必要であると認めた場合は、当該実施案の応募者との間で実施案の修正に関する協議を行うことができる。

3 実施案の応募者は、前項の協議による場合を除き、実施案の内容を修正することはできない。但し、実施案を改善する場合であって、広域系統整備委員会において認められた場合はこの限りでない。

4 本機関は、実施案の内容に当該実施案の応募者以外の電気供給事業者が維持・運用する既設の電力設備（以下「他社、本項において「他者」設備」という。）の増強・改造等を含む場合若しくはその可能性が認められる場合、又は、当該実施案の内容が他社他者設備の維持・運用に影響を与える可能性が認められる場合は、他社他者設備を維持・運用する電気供給事業者に対し、次の各号に掲げる事項を確認する。

- 一 既設の電力設備の増強・改造等の有無に関する検討の方法及検討方法及び結果の妥当性
- 二 既設の電力設備の増強・改造等の内容及び概算費用（既設の電力設備の増強・改造等を含む場合に限る。）の妥当性
- 三 既設の電力設備の維持・運用への影響の有無（影響が有る場合はその対策）

（費用負担割合の決定）

第38条 広域系統整備に要する費用は、受益者が受益の程度に応じて費用を負担することを原則とし、その費用負担割合（一般負担と特定負担の別及び電気供給事業者ごとの負担の割合をいう。以下同じ。）は、別表5-1に掲げる例を踏まえ、広域系統整備委員会において、案件毎ごとに検討する。

2 本機関は、前項の検討の結果、広域系統整備に要する費用の負担を求めることが適当であると認めた全ての電気供給事業者（以下「費用負担候補者」という。）に対して検討結果を示し、広域系統整備委員会へのオブザーバーとして召集し、又はの招聘、書面による意見聴取その他適宜の方法で個別に意見を求めなければならない。

3 本機関は、広域系統整備委員会において前項の費用負担候補者の意見を踏まえた検討を行い、評議員会の審議を経て、費用負担割合の案を決定のうえ、費用負担候補者に通知する。

4 本機関は、前項において通知した費用負担割合の案に対し、全ての費用負担候補者から書面による同意を得た場合に、費用負担割合を決定する。なお、費用負担候補者が第25条第3項又は第31条第4項により提起又は応募を取り下げた場合はその他費用負担の意思がないことが明らかとなった場合は、当該費用負担候補者を除外の上、前各項に準じ、再度、費用負担割合を検討する。

別表5-1 広域系統整備の効果と受益者（費用負担者）に関する考え方の例（※）

広域系統整備の効果	受益者（費用負担者）	一般負担 (効果のある供給区域の一般電気事業者で分担)
流通設備事故時における周波数の安定性の向上	・周波数安定性が向上する供給区域の需要家	
大規模災害によって特定の供給区域における供給力の不足が発生した場合における、広域的な供給力の確保	・広域的な供給力の確保が可能になる供給区域の需要家	
送電線のルートを複数化することにより、送電線の1ルートが断絶した場合に周波数維持のために発生する需要の遮断の回避	・需要の遮断が回避される供給区域の需要家	
連系線を通じた電力の融通を見込むことによる特定の供給区域において確保すべき予備力の削減	・供給区域内に確保する予備力を削減できる供給区域の需要家	
電圧を安定させる装置等の設置による電圧安定性の確保	・電圧安定性が確保される供給区域の需要家	
卸電力取引所における供給区域間の約定価格差の解消又は減少	・約定価格が高い供給区域の需要家 ・約定価格が高い供給区域が連系線の片側に限らない場合は、全国的なメリットがあるため全供給区域の需要家（但し、連系線で他の供給区域と接続されていない供給区域の需要家は除く。）	
個別の安定的な電力取引の確保	・当該の個別の電力取引により裨益する事業者（電力系統の状況に応じ、安定供給や広域的な電力取引の活性化の観点を考慮する。）	特定負担 (当該の個別の電力取引を行う事業者)
他の供給区域に電気を供給する電源の設置が可能になるの制約の解消	・当該の電源の設置に伴う広域的な取引により裨益する事業者（電力系統の状況に応じ、安定供給や広域的な電力取引の活性化の観点を考慮する。）	特定負担 (当該の電源を設置する者又は、当該の電源から受電する者)

※ 広域系統整備の効果が複数認められる場合はそれらを複合的に勘案のうえ、受益者を決定する。

(費用負担割合の検討結果に不服がある場合)

第39条 前条第3項による通知内容（前条第4項なお書に基づく再検討再検討後の内容の含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。

2 本機関は、費用負担割合の再検討の要請を受けた場合、広域系統整備委員会において不服の内容及び理由を踏まえ、業務規程第34条及び前条に準じた再検討を行い、その結果を通知する。

(費用負担割合決定に伴う系統アクセス業務における取扱いの通知)

第40条 本機関は、費用負担割合を決定した場合は、周辺系統に確保する容量、確保を開始する時期その他の系統アクセス業務における取扱いを決定し、関係する一般電気事業者に通知する。

2 一般電気事業者は、前項の通知を受領した場合一般電気事業者は、通知の内容を前提として、系統アクセス業務を行う。

(広域系統整備計画の内容)

第41条 広域系統整備計画には、次の各号に掲げる事項を記載する。

- 一 流通設備の増強の必要性及び代替案との比較の考え方
- 二 増強する流通設備の容量及びその考え方
- 三 流通設備の増強の方法（増強又は新設の別、概略ルート）及びその考え方
- 四 概略工事費及びその考え方
- 五 流通設備の増強の完了時期
- 六 実施案及び事業実施主体の選定結果
- 七 受益者及びその考え方
- 八 増強費用の負担割合及びその考え方
- 九 その他広域連系系統の整備に関する事項

(計画策定プロセスの延長時の扱い)

第42条 本機関は、計画策定プロセスの進め方に定めたスケジュール内に広域系統整備計画の決定ができない場合は、当該スケジュール内に、新たなスケジュールを決定するとともに、中間報告を作成し、新たなスケジュール及び中間報告を公表する。

2 本機関は、検討提起者（但し、第25条第3項に基づき提起を取り下げた者を除く。次条第2項において同じ。）又は第27条に基づく検討の要請者、第

31条第1項の募集に応じた電気供給事業者（但し、第31条第4項に基づき応募を取り下げた者を除く。次条第2項において同じ。）及び費用負担候補者（但し、第38条第2項に基づき特定している場合に限る。次条第2項において同じ。）に対して、前項の新たなスケジュール及び中間報告を書面で通知する。

(計画策定プロセスの終了)

第43条 本機関は、全ての費用負担候補者から費用負担割合の案について書面による同意を得られなかった場合その他広域系統整備計画の策定を行うことが困難であると認められる場合には、広域系統整備委員会の意見を踏まえ、計画策定プロセスを終了する。但し、基本要件や実施案を見直すこと等によって、広域系統整備計画の策定に至る見込みがある場合は、基本要件や実施案の見直し等を行った上で、第30条から前条に準じ、計画策定プロセスを継続する。

2 本機関は、計画策定プロセスを終了する場合には、検討提起者又は第27条に基づく検討の要請者、第31条第1項の募集に応じた電気供給事業者及び費用負担候補者の意見を聴取しなければならない。

(広域系統整備計画決定後の進捗状況把握)

第44条 事業実施主体として選定された者は、本機関に対し、次の各号に掲げる時期に、次の情報を提出する。

- 一 広域系統整備計画決定後速やかに 広域系統整備計画の主要工程
 - 二 四半期毎ごと 本機関が進捗状況を把握するために必要な情報
- 2 本機関は、前項により提出された情報に基づき、必要に応じて現地確認を行い、広域系統整備計画の工程の遅延の有無等を確認するとともに、その内容を広域系統整備委員会に報告する。
- 3 本機関は、広域系統整備計画の進捗の遅延等により当該広域系統整備計画の目的に影響があると認めた場合は、その対応について広域系統整備委員会において検討を行う。

第4節 流通設備の整備計画

(流通設備の整備の検討の開始)

第45条 一般電気事業者は、次の各号に掲げる場合には、流通設備（但し、連系線を除く。以下、本節において同じ。）の整備に関する検討を開始する。

- 一 発電設備等契約申込み又は需要設備契約申込みを受け付けた場合

- 二 需要の動向、電源の新增設、電源の広域的な利用、電源の廃止等によって、既設設備の最大限の活用を図っても電力系統が電力系統性能基準を充足できなくなると予想される場合
- 三 既設の流通設備における送電損失や維持費用等のコストが大きく、流通設備の増強等を行うことに経済合理性が認められる場合
- 四 その他電気の安定供給の確保、品質の維持、広域的な系統利用の円滑化、経済合理性等の観点から流通設備の整備を行うことが合理的と考えられる場合

(流通設備の整備計画の策定)

- 第46条 一般電気事業者は、広域系統長期方針を基礎としつつ、次の各号に掲げる事項（将来の見通しに係る事項については、その蓋然性も含む。）を考慮の上、増強に経済合理性が認められる合理的な流通設備の整備計画を策定する。
- 一 需要の見通し（節電及びディマンドリスポンスの見通しを含む。）
 - 二 電源の開発計画
 - 三 流通設備の更新計画
 - 四 系統アクセス業務の状況
 - 五 送電系統（連系線を除く。）への電源の連系等に制約が生じている地域の状況
 - 六 連系線の運用容量に制約を与えていたる送電系統流通設備（連系線を除く。）の状況
 - 七 電力系統性能基準の充足性
 - 八 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年3月27日通商産業省令第52号）その他の法令又は政省令による制約
 - 九 広域系統長期方針、広域系統整備計画その他の将来の計画との整合性
 - 十 流通設備の整備により発生、増加又は減少する費用（工事費、維持・運用費用、送配電損失を含む。）
 - 十一 流通設備の整備が電力系統の安定性に与える影響（電力系統の運用に関する柔軟性の向上、工事実施時の作業停止による電気の供給信頼度への影響を含む。）
 - 十二 自然現象（雷、土砂災害、津波、洪水等）等により流通設備に故障が発生するリスク
 - 十三 工事の実現性（用地取得のリスク、工事の難易度を含む。）
 - 十四 流通設備の保守（流通設備の故障発生時の対応を含む。）の容易性
 - 十五 電力品質への影響

十六 その他合理的な流通設備の形成・維持・運用のために必要な事項

（流通設備の整備の完了時期）

第47条 一般電気事業者は、次の各号に掲げる事項を考慮し、流通設備の整備の完了までに要する期間を見込んだ上で、整備が必要となる時期までに整備を完了するよう努める。

- 一 電気事業法（昭和39年法律第170号）その他の法令に基づく手続に必要となる期間
- 二 用地の取得に要する期間
- 三 資機材の調達に要する期間
- 四 電力設備の作業停止、自然条件その他の工事の実施に関する制約
- 五 流通設備の整備の実現性及び経済性等に影響を与える可能性がある他の工事（公共事業等の他の者が行う工事を含む。）と協調して工事を行う必要性
- 六 流通設備の整備が大規模又は広範囲に及ぶ場合において、設計・施工等の能力を確保する観点から、段階的に流通設備の整備を行う必要性
- 七 その他流通設備の整備を実施するために必要となる期間

（流通設備の整備の前提となる諸条件）

第48条 流通設備の整備の前提となる諸条件は、原則として、次の各号に掲げる考え方に基づいて決定する。

- 一 電気方式
 - ア 高圧及び特別高圧の場合 交流三相3線式とする。但し、交流三相3線式を採用することが技術上困難な場合、整備に要する費用がより低廉となる場合その他経済合理性が認められる場合は、直流方式を採用することができる。
 - イ 低圧の場合 交流三相3線式、交流三相4線式、交流単相3線式又は交流単相2線式とする。
- 二 標準周波数 50ヘルツ又は60ヘルツとする。
- 三 電圧階級 既設設備との整合性並びに需要及び電源の規模を考慮の上、決定する。
- 四 中性点接地方式
 - ア 電圧が17万ボルト以上の交流系統 直接接地方式とする。
 - イ その他の交流系統 抵抗接地方式、リアクトル接地方式、又は非接地方式とする。但し、電力ケーブルを使用する場合、補償リアクトル接地方式の採用を検討する。接地インピーダンスは、故障時の過電圧の抑制と保護

装置の確実な動作を考慮の上、決定する。

五 回線数

ア 特別高圧の電線路

(ア) 次の(イ)から(エ)以外の場合 2回線とする。

(イ)機器装置の单一故障時に供給支障や発電支障(但し、電力設備の故障に起因するものに限り、発電機の故障による当該発電機の発電支障は除く。以下、本章において同じ。)の影響が限定的と考えられる送電線路 1回線とする。

(ウ)配電線路(契約に基づき2回線以上の供給方式を合意した場合を除く。) 1回線とする。

(エ)スポットネットワークによる供給方式を採用する場合及び地中送電系統において多端子ユニット方式を採用する場合 3回線とする。

イ 高圧の電線路 1回線とする。

六 送電線路の端子数 系統故障時に発生する供給支障又は発電支障の影響、作業停止の容易性、保護方式による制約、経済性等を考慮の上、整備の際の端子数及び運用時に遮断器を開放せず併用する端子数を決定する。

七 短絡・地絡故障電流の許容値 一般電気事業者が定めた電圧階級ごとの許容最大値を超えない範囲で決定する。

八 変電所及び開閉所の母線方式 供給信頼度、系統運用の柔軟性、運転保守及び経済性を考慮の上、決定する。

九 系統保護方式 電圧階級、系統構成(第132条に定める。以下同じ。)、中性点接地方式、既設系統保護方式との整合性等を考慮の上、決定する。

(流通設備の規模の考え方)

第49条 流通設備の規模(電線の太さ、変圧器の容量等)については、次の各号に掲げる事項を考慮の上、決定する。

一 需要及び電源の動向、将来の系統構成その他将来の見通し

二 短絡・地絡故障電流の大きさ、電力系統の安定性、機器の電力系統への電気的な接続時又は電力系統からの電気的な切り離し時に発生する電圧変動の抑制、潮流による電圧降下その他技術上考慮すべき事項

三 流通設備の整備により発生、増加又は減少する費用(工事費用、維持・運用費用、送配電損失を含む。)

(送配電線の形態及びルートの考え方)

第50条 送配電線の形態及びルートは、次の各号に掲げる考え方に基づき、決定する。

一 送電線の形態 架空送電線とする。但し、法令上又は技術上制約がある場合、用地取得が困難である場合、過大な費用がかかる場合その他架空送電線の建設が困難な場合は地中送電線とする。

二 配電線の形態 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年3月23日法律第39号)により電線共同溝を整備すべき道路として指定された場合又は国が定める無電柱化に係るガイドラインに沿って無電柱化を図る場合は、地中配電線その他無電柱の形態を採用することとし、その他の場合は、法令上又は技術的制約がある場合その他架空配電線の建設が困難などを除き架空配電線とする。

三 送配電線のルート 次の各号に掲げる事項(但し、オ及びカについては、地中送配電線を設置する場合に限る。)を考慮の上、送配電線のルートを決定する。

ア 将来の見通し 将來の系統構成、需要分布の動向等

イ 用地・環境面 自然条件、社会環境との調和、用地取得の難易度、津波や地滑り等の各種災害の影響等

ウ 工事・保守面 工事の難易度、設備保守の容易性等

エ 経済性 建設工事費等

オ 都市計画等との整合性 都市計画法(昭和43年6月15日法律第100号)に基づく都市計画、共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和38年4月1日法律第81号)に基づく共同溝整備計画、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年3月23日法律第39号)に基づく電線共同溝整備計画との整合性

カ 技術面 敷設ルートが同じ他の地中送配電線の送電容量への影響等

(変電所及び開閉所の設置場所の考え方)

第51条 変電所及び開閉所の設置場所については、次の各号に掲げる事項を考慮の上、長期にわたり効率的に電力供給が可能となる地点とする。

一 将来の見通し 将來の系統構成、需要分布の動向等

二 設計面 送配電線の変電所又は開閉所への引込みの難易度、型式(屋外式、屋内式、地下式等)及びそれに応じた所要面積等

三 用地・環境面 自然条件、社会環境との調和、用地取得の難易度、津波や洪水等の各種災害の影響等

四 工事・保守面 重量が大きい機器の搬出入等

五 経済性 建設工事費等

第5節 流通設備の設備形成時の基準

(電力系統の性能に関する基準)

第52条 一般電気事業者は、流通設備の設備形成を行う場合は、供給支障及び発電支障の発生を抑制又は防止するため、電力系統が第54条から第56条に定める基準（以下「電力系統性能基準」という。）を充足するよう設備形成を行わなければならない。

(電力系統性能基準への充足性の評価における前提条件)

第53条 電力系統性能基準への充足性の評価は、流通設備の設備形成が完了した状態において、通常想定される範囲内で評価結果が最も過酷になる電源構成、発電出力、需要、系統構成等を前提に、これを行う。

(設備健全時の基準)

第54条 電力設備が健全に運用されている状態において、電力系統が充足すべき性能の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 熱容量 各流通設備を流れる潮流が当該流通設備を連続して使用することができる熱的な容量を超過しないこと。
- 二 電圧 電力系統の電圧が次に掲げる観点から適正に維持されること。
 - ア 流通設備の電圧が一般電気事業者の定める範囲内に維持されること。
 - イ 電圧安定性が維持されること。
- 三 同期安定性 電力系統に微小なじょう乱が加わった際に、発電機の同期運転の安定性が維持されること。

(電力設備の单一故障発生時の基準)

第55条 送配電線1回線、変圧器1台、発電機1台その他の電力設備の单一故障（以下、「N-1故障」という。）の発生時において、電力系統が充足すべき性能の基準は次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 熱容量 電力系統からN-1故障の発生箇所が切り離された後の各流通設備の潮流が、短時間熱容量を超過しないこと。
 - 二 電圧安定性 電力系統からN-1故障の発生箇所が切り離された後においても、電圧安定性が維持されること。
 - 三 同期安定性 電力系統からN-1故障の発生箇所が切り離された後においても、発電機の同期運転の安定性が維持されること。
- 2 前項に掲げる性能を充足しない場合であっても、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合する場合には、当該性能を充足しているものとして取り扱う。

一 供給支障が発生しない場合、又は、供給支障が発生する場合であっても、供給支障の社会的影響が限定的である場合（1回線の配電線路から電気の供給を受ける需要場所において、当該配電線路のN-1故障により供給支障が発生する場合を含む。）。

二 発電支障が発生しない場合、又は、発電支障が発生する場合であり、次に掲げる事項を満たすとき。

- ア 当該発電支障による電力系統の電圧安定性、同期安定性及び周波数に対する影響が限定的であること。

- イ 発電抑制の対象となる発電設備等を維持・運用する電気供給事業者がN-1故障時における発電抑制の実施に合意していること及び当該電気供給事業者が、当該同意に基づく給電指令に応じ、発電抑制を実施することができる体制及び能力を有すること（保護継電器等により確実に発電抑制を実施できる場合を含む。）。

- ウ その他発電抑制を許容することによる電気の供給、公衆の保安等に対するリスクが大きくなないこと。

(短絡等の故障発生時の基準)

第56条 電力系統は、3相短絡故障時において、故障電流が各流通設備の許容量を超過してはならないものとする。但し、直接接地方式の系統においては、1相地絡故障時においても、故障電流が各流通設備の許容量を超過してはならないものとする。

(電力設備の2箇所同時喪失を伴う故障発生時の対策)

第57条 本機関又は一般電気事業者は、送配電線、変圧器、発電機その他の電力設備の2箇所同時喪失を伴う故障が発生した場合において、当該故障に伴う供給支障及び発電支障の規模や電力系統の安定性に対する影響を考慮し、社会的影響が大きいと懸念される場合には、これを軽減するための対策の実施について検討する。

第6節 その他

(詳細事項の公表)

第58条 一般電気事業者は、第4節及び第5節の考え方に基づき、流通設備の整備に関する詳細事項を定め、公表するものとする。

第6章 系統アクセス

第1節 系統アクセス業務

(系統アクセス業務の実施)

第59条 一般電気事業者は、送電系統への発電設備等の連系等を希望する者からの事前相談、接続検討及び契約申込み等の受付、検討、回答等の業務を行う。

(申込みの窓口)

第60条 発電設備等系統アクセス業務に関する申込みは、連系等を希望する発電設備等の連系先となる送電系統を運用する一般電気事業者に対して行うものとする。

2 需要設備系統アクセス業務に関する申込みは、需要設備の存する供給区域の一般電気事業者に対して行うものとする。

(本機関に対する事前相談及び接続検討の申込み)

第61条 前条にかかわらず、特定発電設備等系統連系希望者は、本機関に対して、事前相談及び接続検討の申込みを行うことができる。

2 前条にかかわらず、一般電気事業者は、自らが維持及び運用を行う発電設備等を設置した、又は設置しようとする特定発電設備等設置場所に關係する事前相談又は接続検討については、本機関に申し込まなければならない。

(系統情報の提示)

第62条 一般電気事業者は、系統連系希望者から系統情報の閲覧及び説明の要請があった場合は、国が定める系統情報の公表の考え方に基づき、速やかにかつ誠実にこれに応じるものとする。

2 一般電気事業者は、系統連系希望者から要請があった場合は、系統図上において、連系等を希望する発電設備等又は需要設備の接続先の候補となり得る流通設備の位置及び当該発電設備等又は需要設備の設置地点周辺における流通設備の状況等が把握できるものを提示し、系統連系希望者の求めに応じ説明する。

3 一般電気事業者は、第216条第1項に基づき前項の要請に応じることができない場合は、系統連系希望者に対して、その理由を説明し、提示可能な範囲で情報を提示する。

第2節 発電設備等系統アクセス業務

(事前相談の申込み)

第63条 高圧又は特別高圧の送電系統への連系等を希望する発電設備等系統連系希望者は、接続検討の申込みに先立ち、事前相談の申込みを行うことができる。

(事前相談の申込みの受付)

第64条 一般電気事業者は、発電設備等系統連系希望者から事前相談の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、事前相談の申込みを受け付ける。但し、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。

2 一般電気事業者は、事前相談の申込みを受け付けた場合は、第68条に定める回答期間内の日を回答予定日として、発電設備等系統連系希望者へ速やかに通知する。

3 一般電気事業者は、回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、発電設備等系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況及び今後の見込みを通知し、発電設備等系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。

(特定発電設備等系統連系希望者からの事前相談の受付・回答状況の共有)

第65条 一般電気事業者は、特定発電設備等系統連系希望者から事前相談の申込みを受け付けた場合には、受付後速やかに、本機関に対し、事前相談を受け付けた旨、受付日及び回答予定日を報告する。

2 一般電気事業者は、前項の申込みに対する回答を行った場合には、回答後速やかに、本機関に対し、回答概要及び回答日を報告する。

3 一般電気事業者は、特定発電設備等系統連系希望者に通知した回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、本機関に対し、その旨を報告し、本機関の要請に応じ、個別の説明を行う。

(事前相談の申込みに対する検討)

第66条 一般電気事業者は、事前相談の申込みの受付後、次条の回答に必要となる事項について検討を実施する。

(事前相談の回答)

第67条 一般電気事業者は、前条の検討が完了したときは、発電設備等系統連

系希望者に対し、次の各号に掲げる事項について回答するとともに必要な説明を行う。

一 希望受電電圧が特別高圧である場合

ア 発電設備等系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する、送電系統（連系線を除く。以下、本号において同じ。）の熱容量に起因する連系制限の有無。連系制限がある場合は、送電系統の熱容量から算定される連系可能な最大受電電力

イ 想定する連系点から発電設備等の設置場所までの直線距離

二 希望受電電圧が高圧である場合

ア 発電設備等系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する、連系を予定する配電用変電所における配電用変圧器の熱容量に起因する連系制限の有無。連系制限がある場合は、連系を予定する配電用変電所における配電用変圧器の熱容量から算定される連系可能な最大受電電力

イ 発電設備等系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する、連系を予定する配電用変電所におけるバンク逆潮流（配電用変電所における配電用変圧器の高圧側から特別高圧側に流れる潮流をいう。以下、本号において同じ。）の発生に伴う連系制限の有無。連系制限がある場合は、連系を予定する配電用変電所におけるバンク逆潮流の対策工事を実施せずに連系可能な最大受電電力

ウ 想定する連系点から連系を予定する配電用変電所までの既設高圧流通設備の線路亘長

2 一般電気事業者は、前項の回答に際し、発電設備等系統連系希望者の求めに応じ、国が定める系統情報の公表の考え方に基づき、標準化された電源線敷設の単価及び工期の目安を提示する。

（事前相談の回答期間）

第6 8条 一般電気事業者は、事前相談の回答を、原則として、事前相談の申込みの受付日から1か月以内に行うものとする。

（接続検討の申込み）

第6 9条 高圧又は特別高圧の送電系統への連系等を希望する発電設備等系統連系希望者は、次の各号に掲げる場合においては、発電設備等契約申込みに先立ち、接続検討の申込みを行わなければならない。

一 発電設備等を新設する場合

二 発電設備等の増設又は更新を行う場合（最大受電電力の変更がない場合及び最大受電電力が減少する場合を含む。）

三 発電設備等の運用の変更又は発電設備等の設置場所における需要の減少等に伴って送電系統への電力の流入量が増加する場合

四 既設の発電設備等が連系する送電系統の変更を希望する場合（但し、容量を確保すべき送電系統の変更を伴わない場合を除く。）

2 高圧又は特別高圧の送電系統への連系等を希望する発電設備等系統連系希望者は、前項に掲げる場合以外においても、接続検討の申込みを行うことができる。

（接続検討の申込みの受付）

第7 0条 一般電気事業者は、発電設備等系統連系希望者から接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第7 2条に定める検討料が入金されていること（但し、検討料が無料の不要な場合は除く。）を確認の上、接続検討の申込みを受け付ける。但し、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。

2 一般電気事業者は、発電設備等系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも接続検討の申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、発電設備等系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなつた時点で、速やかに当該情報を一般電気事業者に通知しなければならない。

3 一般電気事業者は、接続検討の申込みを受け付けた場合は、第7 5条に定める回答期間内の日を回答予定日として、発電設備等系統連系希望者へ速やかに通知する。

4 一般電気事業者は、回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、発電設備等系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況及び今後の見込みを通知し、発電設備等系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。

（特定発電設備等系統連系希望者からの接続検討の受付・回答状況の共有）

第7 1条 一般電気事業者は、特定発電設備等系統連系希望者から接続検討の申込みを受け付けた場合には、受付後速やかに、本機関に対し、接続検討を受け付けた旨、受付日及び回答予定日を報告する。

2 一般電気事業者は、前項の申込みに対する回答を行った場合には、回答後速やかに、本機関に対し、回答概要及び回答日を報告する。

3 一般電気事業者は、特定発電設備等系統連系希望者に通知した回答予定日

までに回答できない可能性が生じた場合には、本機関に対し、その旨を報告し、本機関の要請に応じ、個別の説明を行う。

(接続検討の検討料)

- 第72条 一般電気事業者は、接続検討の申込みがあったときは、発電設備等系統連系希望者に対し、一般電気事業者が定める接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を送付する。但し、簡易な検討により接続検討が完了する場合その他の実質的な検討が不要なを要しない場合は検討料を無料不要とする。
- 2 発電設備等系統連系希望者は、前項の書類を受領した場合には、速やかに検討料を支払い、検討料の支払後、一般電気事業者にその旨を連絡通知しなければならない。
- 3 一般電気事業者は、特定発電設備等系統連系希望者から本機関に対し接続検討の申込みがあった場合において、本機関からその旨の通知を受けたときは、当該特定発電設備等系統連系希望者に対し、一般電気事業者が定める接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を送付する。
- 4 前項に掲げる場合において、一般電気事業者は、特定発電設備等系統連系希望者からの検討料の入金を確認したときは、本機関にその旨を通知する。

(接続検討の申込みに対する検討)

- 第73条 一般電気事業者は、接続検討の申込みの受付後、次条的回答に必要な事項について検討を実施する。
- 2 前項にかかわらず、連系線に関する事項については、広域連系系統の整備に関する計画策定プロセスにおいて検討を行う。
- 3 一般電気事業者は、発電設備等系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、第1項の検討に必要となる情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般電気事業者は、発電設備等系統連系希望者に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。

(接続検討の回答)

- 第74条 一般電気事業者は、前条第1項の検討が完了したときは、発電設備等系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項について書面にて回答するとともに必要な説明を行う。
- 一 発電設備等系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する連系可否(連系ができない場合には、その理由及び代替案。代替案を示すことができな

い場合は、その理由)

- 二 系統連系工事の概要(発電設備等系統連系希望者が希望する場合は設計図書又は工事概要図等)
- 三 概算工事費(内訳を含む)及び算定根拠
- 四 工事費負担金概算(内訳を含む)及び算定根拠
- 五 所要工期
- 六 発電設備等系統連系希望者に必要な対策
- 七 接続検討の前提条件(検討に用いた系統関連データ)
- 八 運用上の制約(制約の根拠を含む)
- 2 一般電気事業者は、前条第1項による検討結果が以下の条件に該当する場合には、前項の接続検討の回答書に、次の各号に記載する内容を明示しなければならない。
- 一 系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる場合 業務規程第44条第3項第1号に掲げる内容
- 二 発電設備等系統連系希望者の工事費負担金対象となる系統連系工事が第111条に定める規模以上となる場合 業務規程第44条第3項第2号に掲げる内容
- 3 一般電気事業者は、前項第1号に掲げる条件に該当する場合は、発電設備等系統連系希望者に対する回答に先立ち、本機関に対し、その旨並びに申込概要及び回答概要を報告しなければならない。但し、接続検討の結果が、前項第2号に掲げる条件にも該当する場合には、一般電気事業者は、その旨も併せて報告するものとする。
- 4 一般電気事業者は、前条第1項による検討結果が、第2項第1号に掲げる条件に該当せず、かつ、第2項第2号に該当する場合は、業務規程第44条第3項第2号に準じて、発電設備等系統連系希望者に対し、電源接続案件募集プロセスの対象となる可能性があること及び電源接続案件募集プロセス開始に至る手続について、必要な説明を行う。

(接続検討の回答期間)

- 第75条 一般電気事業者は、次の各号の区分に応じ、接続検討の回答を、原則として、次の各号に掲げる期間内に行うものとする。
- 一 発電設備等系統連系希望者が高圧の送電系統への発電設備等(但し、逆変換装置を使用し、容量が500キロワット未満のものに限る。)の連系等を希望する場合 接続検討の申込みの受付日から2か月
- 二 前号に該当しない場合 接続検討の申込みの受付日から3か月

(電源接続案件募集プロセス開始の申込み)

第76条 発電設備等系統連系希望者は、一般電気事業者から電源接続案件募集プロセスの対象となる可能性がある旨の説明を受けた場合で、電源接続案件募集プロセスの実施を希望するときは、一般電気事業者に対し電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行うことができる。但し、系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる場合であって、発電設備等系統連系希望者が、業務規程第31条第1項第2号に基づき広域系統整備に関する提起を行っている場合はこの限りでない。

(一般電気事業者による電源接続案件募集プロセスの実施)

第77条 一般電気事業者は、業務規程第44条の4第1項各号に掲げる場合を除き、電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けたときは、電源接続案件募集プロセスを開始し、連系等の希望があった地点の近隣の電源接続案件を募集する。
2 一般電気事業者が開始した電源接続案件募集プロセスは、業務規程第44条の4から第44条の9及び本指針第7章に定める手順に準じるものとする。
3 前項にかかわらず、一般電気事業者は、第112条第2項に準じ、電源接続案件募集プロセスの募集要領の案を策定したときは、公表に先立ち、本機関に募集要領の案を提出しなければならない。
4 本機関は、前項に基づき提出された募集要領の案の内容を確認、検証する。本機関が募集要領の案が妥当と認める場合にはその旨を一般電気事業者に通知し、かかる通知をもって、募集要領の内容が確定するものとする。
5 前項の確認、検証の結果、本機関が、募集要領の案について再検討が必要と認める場合には、理由を付して、一般電気事業者に再検討を求める。一般電気事業者は、募集要領の内容を再検討の上、修正した募集要領の案を本機関に対して提出し、本機関は前項に準じて、その内容を確認、検証する。

(一般電気事業者が電源接続案件募集プロセスを開始しないと判断した場合の取扱い)

第78条 一般電気事業者は、第76条に基づき電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合で、業務規程第44条の4第1項各号（以下、本条において「不開始事由」という。）のいずれかに該当すると判断したときは、電源接続案件募集プロセスを開始しない旨の決定に先立ち、本機関へ申込概要及び電源接続案件募集プロセスを開始しない理由を報告しなければならない。

2 本機関は、前項の報告を受けた場合には、不開始事由の存否について検討

し、その結果を一般電気事業者に通知する。

3 前項の検討の結果、本機関が不開始事由がないと判断した場合には、一般電気事業者は電源接続案件募集プロセスを開始する。

(発電設備等契約申込み)

第79条 送電系統への発電設備等の連系等を希望する発電設備等系統連系希望者は、契約申込み（以下「発電設備等契約申込み」という。）を行わなければならない。

2 送電系統への発電設備等の連系等を希望する発電設備等系統連系希望者が、連系線の利用を希望する場合には、業務規程第66条に定めるところにより、連系線の利用の申込みを行うものとする。

3 発電設備等系統連系希望者は、事業計画の変更等に伴い連系等を希望する発電設備等の設置を断念した場合又は最大受電電力が減少した場合には、速やかに発電設備等契約申込みの取下げ又は申込内容の変更を行わなければならぬ。

(発電設備等契約申込みの受付)

第80条 一般電気事業者は、発電設備等契約申込みに関する申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、発電設備等契約申込みを受け付ける。但し、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で発電設備等契約申込みの受付を行う。

2 一般電気事業者は、発電設備等系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも発電設備等契約申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、発電設備等系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般電気事業者に通知しなければならない。

3 一般電気事業者は、発電設備等契約申込みを受け付けた場合は、第89条に定める回答期間内の日を回答予定日として、発電設備等系統連系希望者へ速やかに通知する。

4 一般電気事業者は、回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合は、その事実が判明次第速やかに、発電設備等系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況及び今後の見込みを通知し、発電設備等系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。

(接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い)

- 第81条 前条第1項にかかわらず、一般電気事業者は、第69条第1項に掲げる場合において、次の各号に掲げるときは、発電設備等契約申込みを受け付けず、接続検討の申込みを行うよう求めるものとする。
- 一 発電設備等系統連系希望者が接続検討の申込みを行っていない場合(接続検討の申込みを行い、接続検討的回答を受領していない場合を含む。)
 - 二 発電設備等契約申込みの内容が接続検討的回答内容を反映していない場合
 - 三 接続検討的回答後、他の発電設備等系統連系希望者に対して送電系統の容量を確保したことによって送電系統の状況が変化した場合等、接続検討の前提となる事実関係に変動がある場合
- 2 前項各号に掲げる場合においては、一般電気事業者は、発電設備等系統連系希望者に対し、接続検討の申込みを求める理由を説明する。
- 3 第1項第2号及び第3号にかかわらず、一般電気事業者は、発電設備等契約申込みの内容と接続検討的回答内容の差異又は接続検討の前提となる事実関係の変動が接続検討的回答内容に影響を与えないことが明らかであると認める場合は、発電設備等契約申込みを受け付けることができる。

(特定発電設備等系統連系希望者からの発電設備等契約申込みの受付・回答状況の共有)

- 第82条 一般電気事業者は、特定発電設備等系統連系希望者から発電設備等契約申込みを受け付けた場合には、受付後速やかに、本機関に対し、発電設備等契約申込みを受け付けた旨、受付日及び回答予定日を報告する。
- 2 一般電気事業者は、前項の申込みに対する回答を行った場合には、回答後速やかに、本機関に対し、回答概要及び回答日を報告する。
- 3 一般電気事業者は、特定発電設備等系統連系希望者に通知した回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、本機関に対し、その旨を報告し、本機関の要請に応じ、個別の説明を行う。

(計画策定プロセス開始の要否の確認)

- 第83条 一般電気事業者は、発電設備等系統連系希望者から系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる発電設備等契約申込みを受け付けた場合には、速やかに発電設備等契約申込みの概要及び接続検討的回答概要を本機関に報告し、本機関の発議による計画策定プロセスが開始されるか否かを確認しなければならない。
- 2 一般電気事業者は、前項に掲げる場合においては、発電設備等系統連系希望

者に対し、本機関へ計画策定プロセスが開始されるか否かの確認を行っている旨を書面にて通知しなければならない。

- 3 本機関は、第1項の報告を受けた場合は、第23条第1項第2号キの要件により計画策定プロセスを開始するか否かの確認を行い、その結果を一般電気事業者及び発電設備等系統連系希望者に通知する。
- 4 一般電気事業者は、本機関から計画策定プロセスを開始しない旨の通知を受領した後に、発電設備等契約申込みに対する検討及び回答を行うものとし、前項による通知の受領前に行った回答は無効とする。

(送電系統の暫定的な容量確保)

- 第84条 一般電気事業者は、発電設備等契約申込みの受付時点をもって、当該時点以後に受け付ける他の系統アクセス業務において、送電系統（但し、連系線は除く。以下、本条において同じ。）へ発電設備等契約申込みを受け付けた発電設備等が連系等されたものとして取扱い、暫定的に送電系統の容量を確保する。但し、送電系統の容量を確保しなくとも、発電設備等契約申込みの申込内容に照らして、申込者の利益を害しないことが明らかである場合は、この限りでない。

(送電系統の容量確保の取消し)

- 第85条 一般電気事業者は、次の各号に掲げる場合には、前条に基づき暫定的に確保した送電系統の容量の全部又は一部を取り消すことができる。
- 一 発電設備等系統連系希望者が、発電設備等契約申込みにおける最大受電電力を減少する旨の変更を行った場合(発電設備等契約申込みを取り下げた場合を含む。)
 - 二 一般電気事業者が、第87条の回答において、発電設備等系統連系希望者が希望する連系等を承諾できない旨の回答を行った場合
 - 三 その他発電設備等系統連系希望者が、発電設備等契約申込みに対する回答に必要となる情報を提供しない場合等、不當に送電系統の容量を確保していると判断される場合

(発電設備等契約申込みに対する検討)

- 第86条 一般電気事業者は、発電設備等契約申込みの受付後、第73条第1項に準じ、発電設備等契約申込みに対する検討を実施する。
- 2 一般電気事業者は、発電設備等系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要となる情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般電気事業者は、発電設備等系統連系希望者に

対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。

(発電設備等契約申込みの回答)

第87条 一般電気事業者は、前条第1項の検討が完了した場合には、発電設備等系統連系希望者に対し、発電設備等契約申込みに対する回答を書面にて通知し、必要な説明を行う。

2 一般電気事業者は、正当な理由がなければ、受付を行った発電設備等契約申込みに対して承諾しない旨の回答を行ってはならない。

(送電系統の容量の確定)

第88条 一般電気事業者は、前条の回答が発電設備等系統連系希望者が希望する連系等を承諾する旨の回答（以下「連系承諾」という。）である場合には、連系承諾の通知時点をもって、第84条に基づき暫定的に確保した送電系統の容量を確定させる。

2 一般電気事業者は、第96条に基づき連系承諾後に連系等を拒んだ場合には、前項によって確定した送電系統の容量を取り消す。

(発電設備等契約申込みの回答期間)

第89条 一般電気事業者は、次の各号の区分に応じ、発電設備等契約申込みの回答を、原則として、次の各号に掲げる期間内に行うものとする。

- 一 発電設備等系統連系希望者が低圧の送電系統への連系等を希望する場合 発電設備等契約申込みの受付日から1か月
- 二 前号に該当しない場合 発電設備等契約申込みの受付日から6か月又は 発電設備等系統連系希望者と合意した期間

(発電設備等契約申込みに対する検討結果が接続検討の回答と異なる場合の取扱い)

第90条 一般電気事業者は、発電設備等契約申込みに対する検討結果が接続検討の回答と異なる場合には、発電設備等系統連系希望者に対し、差異が生じた旨及びその理由を説明しなければならない。

2 前項の案件が、本機関が特定発電設備等系統連系希望者に対して接続検討的回答を行った案件である場合には、一般電気事業者は、本機関に対し、特定発電設備等系統連系希望者への回答に先立ち、発電設備等契約申込みに対する検討結果を提出するとともに、検討結果に差異が生じた理由を説明する。但し、検討結果の差異が業務規程第45条第2項に定める軽微なものである場合は、特定発電設備等系統連系希望者に対する回答後、本機関に対し、差異の概要を

記載した書面を提出すれば足りるものとする。

3 一般電気事業者は、本機関が業務規程第45条第3項の確認及び検証により、発電設備等契約申込みに対する再検討が必要と認めるときは、再度、第86条第1項の検討を行い、その結果を本機関に報告する。

(同時申込み)

第91条 第81条第1項第1号にかかるわらず、発電設備等系統連系希望者が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年八月三十日~~23年8月30日~~法律第百八号第108号）（以下「FIT法」という。）に定める特定供給者に該当する場合において、高圧又は特別高圧の送電系統とFIT法に定める認定発電設備との連系等を希望するときは、接続検討の申込みと同時に又は接続検討の回答受領前に、発電設備等契約申込みを行うことができる（以下「同時申込み」という。）。但し、接続検討の申込みと発電設備等契約申込みの申込内容は統一しなければならない。

2 一般電気事業者は、発電設備等系統連系希望者から同時申込みを受け付けた場合は、発電設備等契約申込みの回答を、原則として、次の各号に掲げる期間内に行うものとし、回答期間内の日を回答予定日として、発電設備等系統連系希望者に速やかに通知する。

- 一 認定発電設備が太陽光発電設備の場合 発電設備等契約申込みの受付日から9か月
- 二 前号に掲げる以外の場合 発電設備等契約申込みの受付日から9か月又は発電設備等系統連系希望者と合意した期間

3 一般電気事業者は、回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、発電設備等系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況及び今後の見込みを通知し、発電設備等系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。

4 一般電気事業者は、第2項に定める回答予定日及び回答期間にかかるわらず、可能な限り早期に発電設備等契約申込みの回答を行うよう努めなければならない。

(同時申込みの場合における意思表明書の提出等)

第92条 同時申込みを行った発電設備等系統連系希望者は、接続検討の回答を受領した場合は、速やかに、一般電気事業者に対して、書面をもって、発電設備等契約申込みを継続する旨の意思の表明（以下「意思表明」という。）又は発電設備等契約申込みの取下げを行わなければならない。

2 一般電気事業者は、意思表明に関する書面（以下「意思表明書」という。）

を受領した場合には、意思表明書に必要事項が記載されていることを速やかに確認の上、意思表明を受け付ける。但し、意思表明書に不備がある場合には、意思表明書の修正を求め、不備がないことを確認した上で意思表明の受付を行う。

3 一般電気事業者は、特定発電設備等系統連系希望者から意思表明を受け付けた場合には、受付後速やかに、本機関に対し、意思表明を受け付けた旨及び受付日を報告する。

4 一般電気事業者は、発電設備等系統連系希望者からの意思表明を受け付けた後に、発電設備等契約申込みに対する検討及び回答を行うものとし、意思表明の受付前に行つた発電設備等契約申込みの回答は無効とする。

5 同時申込みを行つた発電設備等系統連系希望者が発電設備等契約申込みの受付日から9か月以内に意思表明を行わない場合には、意思表明が行われなかつた発電設備等契約申込みを取り下げたものとみなす。

(同時申込みの場合における本指針の適用)

第93条 発電設備等系統連系希望者から同時申込みがなされた場合は、第81条、第83条（但し、第4項は除く。）から第85条の規定においては、「発電設備等契約申込み」を「意思表明」、「申込書類」を「意思表明書」と読み替えて適用し、第83条第4項、第85条第3号、第87条及び第90条の規定に関しては、「発電設備等契約申込み」を「意思表明を受け付けた発電設備等契約申込み」と読み替えて適用する。

2 発電設備等系統連系希望者から同時申込みがなされた場合は、第80条第3項及び第4項並びに第89条は適用しない。

(工事費負担金の支払い)

第94条 発電設備等系統連系希望者は、連系承諾後、一般電気事業者が連系等に必要な工事に着手するまでに、一般電気事業者に対し工事費負担金を一括して支払うものとする。

2 発電設備等系統連系希望者は、連系等に必要な工事が長期にわたる場合には、一般電気事業者に対し、支払条件の変更について協議を求めることができる。

3 一般電気事業者は、前項の協議の結果を踏まえ、合理的な範囲内で支払条件の変更に応じるものとする。

(連系等の実施)

第95条 発電設備等系統連系希望者と一般電気事業者は、連系等の開始まで

に、連系等に関する諸条件を協議の上、決定し、送電系統への発電設備等の連系等を行う。

(連系承諾後に連系等を拒むことができる場合)

第96条 一般電気事業者は、連系承諾後、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他正当な理由がなければ、連系等を拒んではならない。

一 工事費負担金が支払われない場合

二 接続供給契約又は振替供給契約が解除等によって終了した場合

三 連系承諾後に生じた法令の改正、電気の需給状況の極めて大幅な変動、倒壊又は滅失による流通設備の著しい状況の変化、用地交渉の不調等の事情によって、連系承諾後に連系等を行うことが不可能又は著しく困難となつた場合

2 一般電気事業者は、連系等を拒む場合には、その理由を発電設備等系統連系希望者に、書面をもって、説明する。

(発電設備等系統アクセス業務における工事費負担金)

第97条 発電設備等の系統連系工事に要する工事費のうち、発電設備等系統連系希望者が負担する工事費負担金の額は、次の各号の区分に応じ、決定する。

一 次号及び第3号に掲げる場合以外 電源線に係る費用に関する省令(平成十六年十二月二十日経済産業省令第百十九号16年12月20日経済産業省令第119号)及び国の審議会等における審議に基づいて算出された金額

二 発電設備等系統連系希望者が、本機関又は一般電気事業者が開始した電源接続案件募集プロセスに対して応募した場合 電源接続案件募集プロセスに基づき決定された金額

三 本機関が、業務規程第34条に基づき受益者間の費用負担割合を決定した場合 同決定に基づいて算出された金額

2 一般電気事業者は、前項第1号に基づく工事費負担金の具体的な算出方法について定め、公表する。

(一般電気事業者が発電設備等の連系等を希望する場合)

第98条 一般電気事業者が、自らが維持及び運用を行う発電設備等について、自社が運用する送電系統への連系等を希望する場合には、本節の規定は、「発電設備等系統連系希望者」を「一般電気事業者の発電部門又は小売部門」、「一般電気事業者」を「一般電気事業者の送配電部門」、「発電設備等契約申込み」を「発電設備等系統連系の申込み」と読み替えて適用する。但し、第72条及び第94条は適用しない。

(受付・回答状況の共有)

- 第99条 一般電気事業者は、業務規程第47条第2項に定める発電設備等系統アクセス業務に係る情報の定期的な取りまとめ及び公表のため、一般電気事業者が受け付けた発電設備等系統アクセス業務（但し、最大受電電力が500キロワット以上の発電設備等の案件に限る。）について、電圧階級別の申込み受付日及び回答日（回答予定日までに回答できなかった案件については超過理由を含む。）を、本機関が求めるところにより、本機関に提出しなければならない。
- 2 一般電気事業者は、前項の事項以外に、本機関から、本機関が発電設備等系統アクセス業務に係る情報の分析を行うために必要となる情報の提出を求められた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

第3節 需要設備系統アクセス業務

(事前検討の申込み及び受付)

- 第100条 高圧又は特別高圧の送電系統への連系等を希望する需要設備系統連系希望者は、需要設備契約申込みに先立ち、事前検討の申込みを行うことができる。但し、需要設備側に存する発電設備等の新規設置、変更又は廃止を伴う場合はこの限りでない。
- 2 一般電気事業者は、事前検討の申込みを受け付けた場合は、事前検討の回答を、原則として、事前検討の受付日から2週間以内に行うものとし、2週間を超える可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、需要設備系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況及び今後の見込みを通知し、需要設備系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。

(事前検討の申込みに対する検討及び回答)

- 第101条 一般電気事業者は、事前検討の申込みの受付後、アクセス設備、電力量計量器、通信設備その他電気の供給に必要となる工事の要否及び工事が必要な場合の工事の対象について検討を実施する。
- 2 一般電気事業者は、前項の検討を完了したときは、需要設備系統連系希望者に対し、検討結果を回答するとともに必要な説明を行う。

(需要設備契約申込み及び受付)

- 第102条 送電系統への連系等（需要設備側の発電設備等の新規の設置、変更又は廃止を伴う場合を含む。）を希望する需要設備系統連系希望者は、契約申込み（以下「需要設備契約申込み」という。）を行わなければならない。

- 2 一般電気事業者は、需要設備契約申込みを受け付けた場合は、需要設備系統連系希望者と協議の上、前項の申込みに対する回答予定日を決定する。
- 3 一般電気事業者は、回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、需要設備系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況及び今後の見込みを通知し、需要設備系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。

(需要設備契約申込みに対する検討及び回答)

- 第103条 一般電気事業者は、需要設備契約申込みの受付後、次項の回答に必要な事項について検討を実施する。
- 2 一般電気事業者は、前項の検討が完了したときは、需要設備系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項について回答するとともに必要な説明を行う。
- 一 需要設備系統連系希望者が希望した契約電力に対する連系可否（連系ができる場合には、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合は、その理由）
 - 二 系統連系工事の概要（需要設備系統連系希望者が希望する場合は設計図書又は工事概要図等）
 - 三 工事費負担金概算（内訳を含む）及び算定根拠
 - 四 所要工期
 - 五 需要設備系統連系希望者に必要な対策
 - 六 前提条件（検討に用いた系統関連データ）
 - 七 運用上の制約（制約の根拠を含む）
 - 八 発電設備等の連系に必要な対策（需要設備側に発電設備等（但し、送電系統と連系しない設備を除く。）がある場合に限る）

(需要設備系統アクセス業務における工事費負担金)

- 第104条 需要設備の系統連系工事に要する工事費のうち、需要設備系統連系希望者が負担する工事費負担金の額は、原則として、需要設備の系統連系工事に必要となる標準的な工事金額を超えた金額とする。
- 2 一般電気事業者は、前項に定める標準的な工事金額の具体的な算出方法について定め、公表する。

(一般電気事業者が需要設備への電気の供給を行う場合)

- 第105条 一般電気事業者が、自社が運用する送電系統に連系している需要設備に対して、新たな電気の供給又は契約電力の増加等を希望する場合には、本節の規定は、「需要設備系統連系希望者」を「一般電気事業者の小売部門」、

「一般電気事業者」を「一般電気事業者の送配電部門」、「需要設備契約申込み」を「需要設備系統連系の申込み」と読み替えて準用する。但し、前条は準用しない。

第4節 その他

(系統アクセス業務の回答)

第106条 一般電気事業者は、本章に定める回答予定期日及び回答期間にかかわらず、可能な限り早期に系統アクセス業務に係る回答を行うよう努めなければならず、系統アクセス業務の回答を不適に遅延してはならない。

2 一般電気事業者は、系統アクセス業務の回答に当たっては、本章に定める事項のほか、国が定める系統情報の公表の考え方に基づき、必要な情報を提示しなければならない。

(申込み・回答様式)

第107条 一般電気事業者が系統アクセス業務の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式は、一般電気事業者と協議の上、本機関が定め、公表する。

2 一般電気事業者は、前項の申込書及び回答書の様式を自身のウェブサイトにおいても公表しなければならない。

3 第1項にかかるわらず、発電設備等系統連系希望者が、FIT法に定める特定契約及び接続供給契約又は振替供給契約を同時に申し込む場合の申込書及び回答書の様式については、各一般電気事業者が自身のウェブサイトにおいて公表する。

(申込窓口の公表)

第108条 一般電気事業者は、系統アクセス業務及び第62条の系統情報の提示の申込窓口を定め、自身のウェブサイトにおいて明示的に公表する。

(送電系統への連系等に係る技術要件の公表)

第109条 一般電気事業者は、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインその他のルール等を踏まえ、送電系統への連系等を行う発電設備等及び需要設備の設置者が満たすべき技術要件を明確に定め、公表しなければならない。

(業務改善)

第110条 本機関及び一般電気事業者は、系統アクセス業務の質の向上を図

るため、次の各号に掲げる事項を共有の上、必要に応じて電気事業者等とともに、系統アクセス業務の申込み受付、検討及び回答等に係る業務の改善策について検討する。

- 一 系統アクセス業務の好事例
 - 二 本機関への苦情及び相談の申出に対する対応状況や紛争解決の事例
 - 三 本機関への苦情及び相談の申出には至らなかったものの、一般電気事業者が発電設備等系統連系希望者から苦情の申出を受けた事例
 - 四 その他系統アクセス業務の改善に有用と考えられる情報
- 2 前項の検討に際し、本機関から協力を求められた電気事業者等は、これに応じるものとする。

第7章 電源接続案件募集プロセス

(電源接続案件募集プロセスの対象となる可能性がある系統連系工事)

- 第111条 接続検討の回答において、電源接続案件募集プロセスに関する説明対象となる業務規程第44条第3項第2号に定める系統連系工事の規模は、次の各号を満たす系統連系工事とする。
- 一 発電設備等系統連系希望者の工事費負担金対象となる系統連系工事に特別高圧の送電系統（特別高圧と高圧を連系する変圧器を含む。）の増強工事が含まれること。
 - 二 接続検討の回答における工事費負担金を接続検討の前提とした最大受電力（但し、既設の発電設備等の最大受電電力を増加させる場合は、最大受電電力の増加量）で除した額が、本機関の理事会が定める額を超えること。
- 2 本機関は、前項第2号の額を公表するものとする。

(電源接続案件募集プロセスの開始等)

- 第112条 本機関は、業務規程第44条の3及び第44条の4に基づき、電源接続案件募集プロセスの申込みを受け付け、同プロセスを開始する。
- 2 本機関は、電源接続案件募集プロセスを開始した場合、同プロセス開始の申込内容並びに本機関が有する発電設備等系統アクセス業務に関する情報等を踏まえ、工事費負担金を共同負担する対象となる系統増強の概要、接続検討の申込窓口その他の同プロセスの前提条件について検討を行い、プロセス毎にごとに募集要領を定め、公表する。
- 3 募集要領においては、電源接続案件募集プロセスにおける送電系統の暫定的な容量確保の方法について、第84条と異なる定めをすることを妨げない。

(近隣の電源接続案件の募集)

- 第113条 本機関は、募集要領に基づき、連系等の希望があった地点の近隣の電源接続案件を募集する。
- 2 本機関は、業務規程第44条の5第1項に基づく接続検討の申込みをもって、発電設備等系統連系希望者が前項の募集に対して応募したものとして取扱う。

(優先系統連系希望者の決定)

- 第114条 本機関は、原則として、入札手続に基づき、前条第2項に基づき応募した発電設備等系統連系希望者の中から、工事費負担金を共同負担することを前提に、連系等を行うことができる発電設備等系統連系希望者（以下

「優先系統連系希望者」という。）を決定する。

- 2 本機関は、優先系統連系希望者の決定後速やかに、優先系統連系希望者にその旨を通知する。
- 3 優先系統連系希望者の決定方法の詳細は募集要領に定める。

(再接続検討の実施)

- 第115条 本機関は、優先系統連系希望者の決定後速やかに、一般電気事業者に対し、再度、優先系統連系希望者の業務規程第44条の5による接続検討の内容及び前条第1項の手続の内容を前提とした接続検討（以下「再接続検討」という。）の実施を依頼する。
- 2 各優先系統連系希望者の工事費負担金の額は、再接続検討の内容を踏まえ、募集要領に基づき、算出する。
 - 3 本機関又は本機関から依頼を受けた一般電気事業者は、優先系統連系希望者に対し、再接続検討の結果及び前項に基づき算出された工事費負担金の額を通知する。

(工事費負担金を共同負担する意思の確認)

- 第116条 本機関又は本機関から依頼を受けた一般電気事業者は、各優先系統連系希望者に対し、工事費負担金を共同負担する意思を有するか否かを確認する。
- 2 各優先系統連系希望者の工事費負担金の額は、前項による確認の結果、全ての優先系統連系希望者から工事費負担金を共同負担する意思を有する旨を確認できた場合に、確定するものとする。

(電源接続案件募集プロセスの完了)

- 第117条 一般電気事業者は、工事費負担金が確定した場合には、各優先系統連系希望者と工事費負担金の負担に関する書面を締結するものとする。
- 2 本機関は、一般電気事業者と全ての優先系統連系希望者との間で前項の書面が締結された場合には、電源接続案件募集プロセスを完了させる。
- 3 本機関は、電源接続案件募集プロセスの完了後、同プロセスの結果を公表する。

(電源接続案件募集プロセス完了後の発電設備等契約申込み)

- 第118条 優先系統連系希望者は、電源接続案件募集プロセスの完了後速やかに、再接続検討の回答内容を反映した内容で、発電設備等契約申込みを行わなければならない。

(工事費負担金を共同負担する意思を確認できなかった場合の取扱い)

第119条 第116条第1項による確認の結果、全ての優先系統連系希望者から工事費負担金を共同負担する意思を有する旨を確認できなかった場合の取扱いについては、プロセス毎にごとに募集要領に定める。

第8章 需給計画及び発電計画

(需給に関する計画の提出)

第120条 特定規模電気事業者、託送供給を利用する特定電気事業者及び自己託送を利用する者（以下「託送供給利用事業者」という。）は、供給区域ごとに、別表8-1に定める託送供給を利用する需給に関する計画（以下「需給計画」という。）を作成し、同表に定める提出期限までに、需要の存する供給区域の一般電気事業者に提出しなければならない。

- 2 需給計画には、合理的な予測に基づく需要の想定及び当該需要に対応した供給力の確保の見込みを記載しなければならない。
- 3 電気事業者（但し、卸電気事業者を除く。）は、気温の変化等による需要の予測誤差等を見込んだ上で、十分な供給力を確保しなければならない。

別表8-1 需給計画の提出

提出する 計画	年間計画 (第1～ 第2年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	翌日計画	当日計画
提出期限	毎年10 月末日	毎月1日	毎週火曜日	毎日 午前12 時	随時
提出 内 容	各月平休 日別の 最大時需 要電力 及び 最小時需 要電力	各週平休 日別の 最大時需 要電力 及び 最小時需 要電力	日別の 最大時需 要電力と 予想時刻 及び 最小時需 要電力と 予想時刻	30分ご との需要 電力量	30分ご との需要 電力量
	供給 電力	需要電力 に対する 供給電力	需要電力 に対する 供給電力	需要電力 に対する 供給電力	需要電力 に対する 供給電力

(発電に関する計画の提出)

第121条 託送供給利用事業者は、別表8-2に定める託送供給を利用する発電地点別の発電に関する計画（以下「発電計画」という。）を作成し、同表に定める提出期限までに、当該託送供給を行う全ての一般電気事業者に提出

しなければならない。

- 2 託送供給利用事業者は、一般電気事業者と事前に協議の上、発電者を通じて、別表8-2の当日計画を一般電気事業者に提出することができる。
- 3 託送供給利用事業者は、卸電力取引所を通じて、卸電力取引所における前日スポット取引及び時間前取引にかかる発電計画を一般電気事業者に提出する。

別表8-2 発電計画の提出

提出する 計画	年間計画 (第1～ 第2年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	翌日計画	当日計画
提出期限	毎年10 月末日	毎月1日	毎週火曜日	毎日 午前12 時	随時
提出する 発電地点別 発電計画	各月平休 日別の 最大時供 給電力 及び 最小時供 給電力	各週平休 日別の 最大時供 給電力 及び 最小時供 給電力	日別の 最大時供 給電力と 予想時刻 及び 最小時供 給電力と 予想時刻	30分ご との供給 電力量	30分ご との供給 電力量

(追加資料の提出)

第122条 一般電気事業者は、次の各号に掲げる場合において、より詳細な検討を行う必要があるときは、理由を説明した上で、託送供給利用事業者に対して、より詳細な断面の需給計画又は発電計画その他必要な資料の提出を求めることができる。

- 一 供給区域における潮流の状況を予測する場合
- 二 連系線の空容量を算出する場合
- 三 供給区域の需給状況を把握する場合
- 四 その他電力系統の適切な監視に必要な場合

(計画の変更)

第123条 託送供給利用事業者は、需給計画又は発電計画に変更が生じた場合、速やかに変更後の計画を一般電気事業者に提出しなければならない。

- 2 託送供給利用事業者は、別表8-2の翌日計画を変更する場合には、一般電

気事業者と事前に協議の上、発電者を通じて、変更後の発電計画を一般電気事業者に提出することができる。

第9章 需給状況の悪化時の指示等

(需給状況の改善のための本機関の指示等)

第124条 本機関は、大規模災害によって電源脱落が発生したこと等に起因し、需給ひっ迫又は下げ代不足が発生し又は発生するおそれがある場合において、供給区域間の電気の融通その他電気の需給状況を改善するための措置が必要と認められるときは、第125条及び第126条にかかわらず、速やかに業務規程第52条から第55条に定める指示又は要請（以下「本機関の指示等」という。）を行う。

2 本機関は、本機関の指示等を行う場合においては、次の各号に掲げる事項を考慮し、速やかにかつ確実に電気の需給状況を改善させるよう適切な指示等を行うよう努める。

一 会員の需給状況の悪化が見込まれる時期

二 会員の需給状況を改善するために必要となる電気の量及びそれを要する期間

三 本機関の指示を受けた会員が需給状況の悪化を改善するために必要な措置をとるために必要な要する期間

四 その他需給状況の改善を効果的に行うために考慮すべき事項

3 会員は、本機関の指示等を受けた場合には、正当な理由がある場合を除き、速やかにこれに応じ、需給状況の改善に協力しなければならない。

（供給区域の需給ひっ迫のおそれが認められる場合の指示の手順）

第125条 本機関は、需給ひっ迫のおそれが認められる場合において、需給ひっ迫の原因となる電気事業者の供給力の確保の見込みが確認できないときは、原則として、次の各号に掲げる手順により業務規程第53条に定める指示を行う（以下、本条及び第127条において、需給ひっ迫のおそれが認められる供給区域の一般電気事業者を「需給ひっ迫事業者」という。）。但し、需給ひっ迫が見込まれる時期までに以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、本機関は、以下の手順によらずに本機関の指示等を行う。

一 本機関は、需給ひっ迫のおそれを改善するために必要な電気の供給を受ける期間及び量並びに需給ひっ迫事業者が電気の供給を受ける際に使用を希望する連系線（以下、本条において「希望連系線」という。）を確認する。

二 本機関は、需給ひっ迫事業者を除く会員に対し、当該会員が電気を供給できる期間及び量（以下、本条において「送電可能量」という。）を確認する。その際、本機関は、迅速に送電可能量を確認できることが期待できる会員から順に確認を行うものとする。

三 前号の確認を受けた会員は、電力設備の作業等に伴う流通設備の潮流制約及び発電設備の運転制約、燃料の調達に係る制約、当該会員の需給状況等を考慮した上で、速やかに送電可能量を算出し、本機関に通知する。なお、複数の供給区域に発電設備を有する会員は、供給区域ごとの送電可能量を通知する。

四 本機関は、前号により会員から通知を受けた送電可能量を踏まえ、次のアからオの順位により、電気の供給の指示の対象とする会員並びに当該会員が電気の供給を行う期間、量及び送電経路を決定する。

- ア 希望連系線を経由して電気の供給を受けることができるもの
- イ 振替供給に際して、経由する供給区域の数が少ないもの
- ウ 需給ひっ迫事業者が必要な電気の供給を受ける期間をより多く充足するもの
- エ 需給ひっ迫事業者が必要な電気の供給を受ける量をより多く充足するもの
- オ 発電設備の存する供給区域の系統容量の大きいもの

五 本機関は、前号で決定した電気の供給の指示の対象とする会員並びに当該会員が電気の供給を行う期間、量及び送電経路に基づき、電気の供給を指示するとともに、需給ひっ迫事業者に電気の供給を受けることを指示する。

（供給区域の下げ代不足のおそれが認められる場合の指示の手順）

第126条 本機関は、下げ代不足のおそれが認められる場合において、下げ代不足の原因となる電気事業者の供給力を抑制する見込みが確認できないときは、原則として、次の各号に掲げる手順により業務規程第54条に定める指示を行う（以下、本条及び第128条において、下げ代不足のおそれが認められる供給区域の一般電気事業者を「下げ代不足事業者」という。）。但し、下げ代不足が見込まれる時期までに以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、本機関は、以下の手順によらずに本機関の指示等を行う。

一 本機関は、下げ代不足事業者の下げ代不足を改善するために必要な電気の供給を行う期間及び量並びに下げ代不足事業者が電気の供給を行う際に使用を希望する連系線（以下、本条において「希望連系線」という。）を確認する。

二 本機関は、下げ代不足事業者を除く一般電気事業者たる会員に対し、当該会員が電気の供給を受けることが可能な期間及び量（以下、本条において「受電可能量」という。）を確認する。その際、本機関は、迅速に受電可能量を確認できることが期待できる一般電気事業者たる会員から確認を行う

ものとする。

三 前号の確認を受けた一般電気事業者たる会員は、電力設備の作業等に伴う流通設備の潮流制約及び発電設備の運転制約、燃料の調達に係る制約、当該会員の需給状況等を考慮した上で、速やかに受電可能量を算出し、本機関に通知する。

四 本機関は、前号により一般電気事業者たる会員から通知を受けた受電可能量を踏まえ、次のアからオの順位により、電気の供給を受ける指示の対象とする一般電気事業者たる会員並びに当該会員が電気の供給を受ける期間、量及び送電経路を決定する。

- ア 希望連系線を経由して電気の供給を行うことができるもの
- イ 振替供給に際して、経由する供給区域の数が少ないもの
- ウ 下げ代不足事業者が必要な電気の供給を行う期間をより多く充足するもの
- エ 下げ代不足事業者が必要な電気の供給を行う量をより多く充足するもの
- オ 電気の供給を受ける一般送配電事業者たる会員の供給区域の系統容量の大きいもの

五 本機関は、前号で決定した電気の供給を受けることの指示の対象とする会員並びに当該会員が電気の供給を受ける量、期間及び送電経路に基づき、電気の供給を受けることを指示するとともに、下げ代不足事業者に電気の供給を行うことを指示する。

(本機関の指示等に基づく場合の連系線の利用使用)

第127条 本機関は、本機関の指示等に基づく電気の供給に必要な場合は、連系線を最大限、活用するものとする。

2 本機関の指示等に基づく電気の供給については、連系線の空容量から使用し、連系線の空容量が不足する場合は、本機関は、業務規程第79条及び業務規程第80条に基づき、連系線のマージン及び運用容量拡大分を使用する供給を指示する。

3 前項にかかわらず、本機関が第125条の指示を行う場合において、需給ひつ迫事業者の供給区域に隣接する連系線に、運転予備力（第146条に定める。以下同じ。）が不足する場合に備えたマージンが設定されているときは、本機関は、連系線の空容量を使用する前に、業務規程第79条に準じて、当該マージンを使用する電気の供給を指示することができる。

(下げ代不足時に連系線の利用を制限した指示)

第128条 本機関は、下げ代不足時において、業務規程第79条に基づくマージンの使用によっても、本機関の指示等に基づく電気の供給に必要となる連系線の容量を確保できない場合には、当該連系線を利用する会員（但し、当該連系線を利用して当該会員が供給を受ける電源が下げ代不足事業者の供給区域に存し、当該電源の発電量の抑制が可能な場合に限る。）に対し、下げ代不足事業者の供給区域外へ供給する必要がある電気の量について、当該連系線の利用計画又は通告値（以下「利用計画等」という。）の抑制及び当該利用計画等にかかる電源の発電量の抑制を指示することができる。

(本機関の指示等の一般電気事業者への通知)

第129条 本機関は、本機関の指示等を行う場合は、指示等を受ける会員又は電気供給事業者が存する供給区域の一般電気事業者に、事前又は事後速やかに、当該指示等の内容を通知する。

(本機関の指示に基づく取引価格の公表)

第130条 一般電気事業者は、本機関の指示に基づき緊急的な供給力の不足分を調達するための一般電気事業者の送配電部門間の電力融通を行う場合の取引価格等を予め公表しなければならない。

第10章 一般電気事業者の系統運用^等

第1節 電力系統の運用

(系統運用業務)

- 第131条 一般電気事業者は、人身の安全、設備の保全、電力系統の安定性等を確保し、電力の品質を維持するため、電力系統の運用（以下「系統運用」という。）に関する業務を行う。
- 2 電気供給事業者は、前項の系統運用に関する業務が円滑に行われるよう、相互に協力しなければならない。

(系統運用上の系統構成の決定)

- 第132条 一般電気事業者は、次の各号に掲げる事項を実現できるよう、電力設備間の接続の構成（以下「系統構成」という。）を決定する。
- 一 電圧の維持
 - 二 停電の抑制又は防止
 - 三 送電損失の軽減
 - 四 系統運用に関する業務の円滑な実施
 - 五 電力設備の故障個所故障箇所の確実な遮断及び故障時の異常電圧等の発生防止

(電力系統の監視)

- 第133条 一般電気事業者は、自らの供給区域における電力系統に関し、次の各号に掲げる事項を監視する。
- 一 周波数及び電圧の状況
 - 二 供給区域の需給状況
 - 三 御電気事業者を除く電気事業者ごとの需給状況
 - 四 電力設備の運転状況
 - 五 流通設備に流れる潮流の状況
 - 六 その他電力系統を安定的に運用するために必要な事項
- 2 一般電気事業者は、託送供給利用事業者の同時同量の逸脱が供給区域の需給状況の悪化の大きな要因となっている場合、同時同量の逸脱が頻繁に発生する場合その他供給区域の系統運用上、重大な影響を及ぼす場合は、当該託送供給利用事業者に対して、同時同量を遵守するよう要請することができる。
- 3 一般電気事業者は、託送供給利用事業者に対して前項の要請を行う場合には、事前又は事後速やかに本機関に報告するものとする。

(潮流調整)

- 第134条 一般電気事業者は、次の各号に掲げる方法により、流通設備に流れる潮流を、運用容量の範囲内で、電力系統の安定性を確保できる適切な値に調整するよう努める（以下「潮流調整」という。）。
- 一 開閉装置の操作による系統構成の変更
 - 二 一般電気事業者が調達した発電機（自ら保有し又は発電機を保有する者との間の契約等に基づき一般電気事業者が出力の調整を行うことができる発電機をいう。以下同じ。）の出力の調整（発電機の起動又は停止を含む。以下同じ。）
 - 2 一般電気事業者は、流通設備の作業停止等を行う場合において、前項の方法による潮流調整を行ってもなお流通設備（但し、連系線は除く。）に流れる潮流が運用容量を超過する又は超過するおそれがある場合は、発電機を保有又は運用するものから予め同意を得た上で、電気供給事業者に対し、前項第2号の発電機以外の発電機の出力の調整を行うことができる。

(電力系統に異常発生が予想されるときの事前措置)

- 第135条 一般電気事業者は、台風、暴風雪等の災害によって、供給区域の電力系統において停電等の異常が発生するおそれがあると判断した場合には、必要に応じて、次の各号に掲げる対策を実施し、異常の発生に備えた態勢を整備する。
- 一 台風、暴風雪等の災害に対応する社内態勢の整備
 - 二 台風、暴風雪等の災害における電気供給事業者との間の通信手段及び連絡手段の確保
 - 三 電力系統に異常が発生した場合又は通信若しくは連絡が不能となった場合の対応に関する電気供給事業者との協議
- 2 一般電気事業者は、前項に定める場合において、電力系統の異常の発生を抑制又は防止するため、必要に応じて、次の各号に掲げる措置を講じる。
- 一 電力系統の分離に備えた潮流調整
 - 二 系統構成の変更
 - 三 電力設備の作業停止の中止
 - 四 電力系統の安定性や電力品質への悪影響を防止するための流通設備の停止
 - 五 運転予備力の確保をするための発電機の起動（但し、自ら調達した発電機に限る。）
 - 六 送電損失の低減又は電圧の調整等のために、一時的に停止している流通

設備の運転

- 3 一般電気事業者は、前項の措置が電気供給事業者の発電機の運転や電気の供給に制約を与える場合は、事前又は事後速やかに、電気供給事業者に当該措置の内容について連絡する。
- 4 一般電気事業者は、第2項の措置を講じる場合において、広域連系系統の運用又は供給区域の需給バランスに重大な影響を与える場合には、本機関に対し、事前又は事後速やかに当該措置を講じる旨を報告するものとする。

(電力系統の異常発生時の措置)

第136条 一般電気事業者は、供給区域の電力系統において停電等の異常が発生した場合は、必要により次の各号に掲げる措置を講じ、電力系統の異常を解消するよう努める（以下「電力系統の復旧」という。）。

- 一 系統構成の変更
- 二 一般電気事業者が調達した発電機の出力の調整
- 三 発電機（前号の発電機を除く。）の出力の調整の給電指令
- 四 その他電力系統の復旧のために必要な措置

(電力系統の異常発生時の発電機の出力の調整)

第137条 一般電気事業者は、前条第3号の発電機の出力の調整を行う場合には、発電機の出力変化速度、調整容量等を考慮して、電力系統の復旧に最も適切と考えられる発電機を出力の調整の対象とする。

(電力系統の異常発生時の供給区域の需要の抑制又は遮断)

第138条 一般電気事業者は、第136条に定める方法では電力系統の異常が解消できない場合は、供給区域の需要を抑制又は遮断することができる。
2 一般電気事業者は、供給区域の需要の抑制又は遮断にあたっては、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。

(電力設備の異常発生時の電気供給事業者の措置)

第139条 一般電気事業者を除く電気供給事業者は、自己が保有又は運転する電力設備を正常に運転することが困難となり、電力系統の安定性や電力品質の維持に影響を及ぼすことが予想される場合は、速やかにその状況を一般電気事業者に連絡し、協議の上で必要な措置を講じる。但し、一般電気事業者との間で当該電気供給事業者が講じるべき措置を事前に合意している場合は、当該措置を講じた上で、一般電気事業者へ連絡する。
2 一般電気事業者を除く電気供給事業者は、人身の安全を損なうおそれがあ

る場合又は電力設備の故障の発生若しくは拡大のおそれがある場合には、自己が保有又は運転する電力設備を緊急停止することができる。

- 3 一般電気事業者を除く電気供給事業者は、前各項の措置を講じた場合は、電力系統に発生した電力系統の異常の状況及び措置の結果を速やかに一般電気事業者に連絡する。

第2節 周波数の調整

(周波数の維持)

第140条 一般電気事業者は、法第26条第1項に基づき、供給する電気の周波数を維持するよう努める。（以下「周波数調整」という。）

(周波数調整の方法)

- 第141条 一般電気事業者は、自ら調達した発電機の出力の調整（発電機の緊急停止は除く。）を行うことにより、周波数調整を行う。
- 2 一般電気事業者は、適切に周波数調整を行うことができるよう、周波数制御（LFC）機能、ガバナフリー機能その他の周波数を自動的に調整する機能を有する発電機を、次項に定める水準以上、確保するよう努める。
- 3 一般電気事業者が確保すべき前項に定める発電機の水準は、業務規程第101条の2に基づき、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）の施行までに本機関が検討するとともに、その後も実績の評価及び検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

(異常時の周波数調整)

第142条 一般電気事業者は、電力設備の故障、需要の急増又は急減その他想定外の事情によって、周波数が大幅に変動し、周波数の維持が困難な状態が継続する場合又は継続するおそれがある場合は（以下「周波数異常時」という。）、必要に応じ、前条の発電機の出力の調整に加えて、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 一 一般電気事業者が調達した発電機の緊急停止（揚水式発電機の揚水運転の緊急停止を含む。以下、本条において同じ。）
- 二 連系線を用いた緊急的な電力の受給（交直変換設備における自動的に電力を受給する装置（緊急融通制御装置（EPPS）等）を利用した電力の受給を含む。）
- 三 発電機（一般電気事業者が調達した発電機を除く。）の出力の調整（発電機の緊急停止を含む。）の給電指令

(周波数異常時の発電機の出力の調整)

第143条 一般電気事業者は、前条第3号の発電機の出力の調整を行う場合には、発電機の出力変化速度、調整容量等を考慮して、周波数の維持又は回復に適切と考えられる発電機を出力の調整の対象とする。

(周波数異常時の供給区域の需要の抑制又は遮断)

第144条 一般電気事業者は、周波数が大幅に低下した周波数異常時において、第142条に定める周波数調整を行ったにもかかわらず、周波数を維持又は回復できない場合には、供給区域の需要を抑制又は遮断することができる。但し、同条に定める周波数調整では周波数を維持又は回復することができないと考えられる緊急の場合には、同条に定める周波数調整を行わず、供給区域の需要を抑制又は遮断できる。

2 一般電気事業者は、供給区域の需要の抑制又は遮断にあたっては、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。

(連系線の遮断による電力系統の分離)

第145条 一般電気事業者は、極めて大幅な周波数の低下又は上昇が発生し、発電機の連鎖的な解列が発生するおそれがある場合には、連系線を遮断し、電力系統を分離することができる。

2 一般電気事業者は、連系線の遮断により電力系統を分離した場合、必要に応じ、当該連系線を利用した振替供給に係わる電気供給事業者に対して、発電機の出力を抑制又は停止するよう給電指令を行う。

3 一般電気事業者は、第1項の措置を行った場合、本機関に対し、速やかに当該措置を行った事実及び当該措置を講じた理由を報告する。

第3節 運転予備力の確保

（運転予備力の確保）

第146条 一般電気事業者は、電力設備の故障、需要予測又は発電予測の誤差等によって、供給区域の需給ひつ迫が発生することに備え、迅速に出力の増加が可能な調整力（以下「運転予備力」という。）を第3項に定める水準以上確保するよう努める。

2 運転予備力は、一般電気事業者が調達した水力発電機、火力発電機その他の発電機（但し、迅速に出力の調整が可能なものに限る。）の発電余力により

確保する。

3 一般電気事業者が確保すべき運転予備力の水準は、業務規程第101条の2に基づき、電気事業法電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）の施行までに本機関が検討するとともに、その後も実績の評価及び検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

（運転予備力の増加）

第147条 一般電気事業者は、自己の供給区域において需給ひつ迫又は需給ひつ迫のおそれがあると判断した場合は、次の各号に掲げる方法により、供給区域の運転予備力を増加させるよう努める。

- 一 発電設備の出力抑制を伴う電力設備の作業の中止
- 二 一般電気事業者が調達した火力発電機の定格出力を超える運転の準備
- 三 その他速やかに供給区域の供給力を増加することができる方法

（需給ひつ迫等を解消するための本機関に対する指示の要請）

第148条 一般電気事業者は、供給区域の需給ひつ迫又は需給ひつ迫のおそれを解消するために必要がある場合は、本機関に対し、別表8-1の翌日計画提出期限の後に、本機関の指示等を要請することができる。

（供給力が不足する場合の需要の抑制又は遮断）

第149条 一般電気事業者は、前2条の措置を行ってもなお自己の供給区域の需給ひつ迫を解消できないときは、需要の抑制又は遮断を行うことができる。但し、緊急やむを得ない場合は、前2条の措置を講じることなく、需要の抑制又は遮断を行うことができる。

2 一般電気事業者は、前項の措置を行っても、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。

3 一般電気事業者は、第1項の措置を行ったときは、遅滞なく、当該措置の対象となった電気事業者及び需要者に対して当該措置を講じた理由を説明する。

第4節 下げ代の確保

（下げ代の確保）

第150条 一般電気事業者は、供給区域の需要が低い時期等において、下げ代不足が発生することに備え、電気の供給を抑制するための調整力（以下「下げ代」という。）を第3項に定める水準以上確保するよう努める。

- 2 下げ代は、一般電気事業者が調達した水力発電機、火力発電機その他の発電機（但し、迅速に出力の抑制が可能なものに限る。）の出力の抑制及び揚水式発電機の揚水運転（以下、発電機の出力の抑制及び揚水式発電機の揚水運転を総称して「出力抑制等」という。）により確保する。
- 3 一般電気事業者が確保すべき下げ代の水準は、業務規程第101条の2に基づき、電気事業法電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）の施行までに本機関が検討するとともに、その後も実績の評価及び検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

（下げ代が不足する場合の措置）

- 第151条 一般電気事業者は、前条第2項の措置によつても、供給区域の下げ代不足又は下げ代不足のおそれがあると判断した場合には、次の各号に掲げる順序に基づき、下げ代不足を解消するための措置を講じる。
- 一 一般電気事業者が調達したバイオマス専焼電源（但し、次号の地域資源バイオマス電源を除く。以下同じ。）の出力抑制の給電指令
 - 二 一般電気事業者が調達した地域資源バイオマス電源（地域に賦存する資源（未利用間伐材等のバイオマス、メタン発酵ガス、一般廃棄物）を活用する発電設備をいう。以下同じ。）の出力抑制の給電指令。但し、緊急時を除き、燃料貯蔵の困難性、技術的制約等により出力抑制が困難な電源は除く。
 - 三 卸電力取引所における取引による電力の販売
 - 四 一般電気事業者が調達した自然変動電源の出力抑制の給電指令
 - 五 業務規程第54条に定める本機関の指示に基づく措置
 - 六 特定規模電気事業者、特定電気事業者又は自己託送を利用する発電者（以下、本章において「特定規模電気事業者等」という。）の発電機（長期固定電源を除く。）の出力抑制等の給電指令
 - 七 長期固定電源の出力抑制の給電指令
- 2 一般電気事業者は、前項各号（但し、第3号及び第5号は除く。）の給電指令を行つにあたり、国の審議会等における今後の検討審議を踏まえつつ、電気供給事業者間の公平性に配慮し、給電指令を行つた場合は、第166条第165条に基づき、給電指令の受令者に対し、速やかに当該給電指令の理由及び内容を通知する。

（下げ代不足を解消するための本機関に対する指示の要請）

- 第152条 一般電気事業者は、下げ代不足を解消するために必要がある場合は、本機関に対し、業務規程第54条に定める指示を行うよう要請することができる。

- 2 本機関は、前項の要請を受けた場合には、一般電気事業者が前条の順位にしたがつて、前条第1項第1号から第4号の措置を講じた後に前項の指示を行う。但し、下げ代不足を解消する緊急の必要性が認められる場合は、前条に定める順位によらず、当該指示を行うことができる。

（発電者との間で合意がある場合の例外）

- 第153条 一般電気事業者は、発電設備を保有する事業者（以下、本章において「発電設備保有事業者」という。）との間で電源の出力抑制を行う合意がある場合には、第151条に定める下げ代不足時の措置の順序にかかわらず、当該合意の内容にしたがつて、当該電源の出力抑制を行う。但し、当該合意の内容が、第151条に定める順序よりも、発電者をより有利に取扱う内容の場合はこの限りでない。

（自然変動電源の出力抑制を行つた場合の検証）

- 第154条 一般電気事業者は、第151条第4号に定める自然変動電源の出力抑制を行つた場合、本機関に対し、速やかに次に掲げる事項の説明を行うとともに、これを裏付ける資料を提出しなければならない。
- 一 自ら調達した自然変動電源の出力抑制に関する指令を行つた時点で予想した供給区域の需給状況
 - 二 一般電気事業者が講じた第150条及び第151条第1項第3号の措置の具体的な内容
 - 三 第151条第1項第4号に定める措置を行つた必要性
- 2 本機関は、前項の資料に基づき、一般電気事業者の給電指令が法令及び本指針に照らして、適切であったか否かを確認及び検証し、その結果を公表する。
- 3 前各項の規定は、一般電気事業者が前条の合意に基づき自ら調達した自然変動電源の出力抑制を行つた場合は適用しない。

（特定規模電気事業者等に対する出力抑制等を行つた場合の説明）

- 第155条 一般電気事業者は、第151条第1項第6号に定める出力抑制等の給電指令を行つ際には、給電指令を受ける特定規模電気事業者等に対し、事前に、次の各号に掲げる事項について説明するとともに、当該事業者等と協議しなければならない。但し、緊急時には事後速やかに説明を行えば足りるものとする。
- 一 給電指令を行つた時点における供給区域の需給状況の見込み
 - 二 給電指令の具体的な内容

三 給電指令を行う必要性

- 2 第151条第1項第6号に定める出力抑制等を行う特定規模電気事業者等は、第150条及び第151条に準じ、バイオマス専焼電源、地域資源バイオマス電源及び自然変動電源の出力抑制を極力回避するよう、出力抑制の対象となる電源を選定し、出力抑制等を行う。
- 3 一般電気事業者は、特定規模電気事業者等から求められた場合は、書面をもつて第1項の説明を書面をもって行うものとする。

(特定規模電気事業者等に対する出力抑制等を行った場合の本機関への報告)

- 第156条 一般電気事業者は、特定規模電気事業者等に対し、第151条第1項第6号の出力抑制等の給電指令を行った場合は、事後速やかに、本機関に前条第1項各号に掲げる事項の説明を行うとともに、これを裏付ける資料を提出しなければならない。
- 2 本機関は、前項の資料に基づき、一般電気事業者の給電指令が法令及び本指針に照らして、適切であったか否かを確認及び検証し、その結果を公表する。

(特定規模電気事業者等に対する出力抑制等に関する例外)

- 第157条 一般電気事業者は、需要の急激な減少、急激な出水等が生じたことにより、下げ代不足又はそのおそれを解消すべき緊急の必要が認められる場合は、第151条の順序によらず、特定規模電気事業者等に対し、同条第1項第6号の給電指令を行うことができる。

第5節 電圧の調整

(電圧の維持調整)

- 第158条 一般電気事業者は、次の各号に掲げる方法により、その供給する電気の電圧を電気事業法施行規則(平成7年10月18日通商産業省令第7号、以下「施行規則」という。)第44条第1項に定める範囲内に維持するよう努める(以下「電圧調整」という。)。

- 一 発電機による電圧の調整(発電機の運転又は停止を伴う調整を含む。)
- 二 変圧器による電圧の調整
- 三 調相設備による電圧の調整
- 四 系統構成の変更
- 五 その他電圧を調整するための方法

(異常時の電圧調整)

第159条 一般電気事業者は、適切に電圧を維持するため、次の各号に掲げる事項を考慮して、電力系統内の電圧の運用目標値を定める。

- 一 発電機、変圧器、調相設備その他電圧を調整することができる機器の配置及び電圧の調整が可能な範囲
- 二 電力設備及び需要者の設備が運転可能な電圧の範囲
- 三 電力系統の安定性
- 四 送電損失の軽減
- 五 その他電圧の運用目標値を定める上で考慮が必要となる事項

- 2 一般電気事業者を除く電気供給事業者は、一般電気事業者との合意又は給電指令に基づき発電機による電圧の調整を行う。
- 3 一般電気事業者は、電圧調整のために必要があるときは、需要者に対して、当該需要者が保有する力率改善用のコンデンサを開放するよう依頼する。

(運用目標値の設定)

第159条 一般電気事業者は、適切に電圧を維持するため、次の各号に掲げる事項を考慮して、高圧及び特別高圧の送電系統における電圧の運用目標値を定める。

- 一 発電機、変圧器、調相設備その他電圧を調整することができる機器の配置及び電圧の調整が可能な範囲
- 二 電力設備及び需要者の設備が運転可能な電圧の範囲
- 三 電力系統の安定性
- 四 送電損失の軽減
- 五 その他電圧の運用目標値を定める上で考慮が必要となる事項

(異常時の電圧調整)

- 第160条 一般電気事業者は、前条第158条第1項及び第2項に定める電圧調整によっても適正な電圧が維持できず、電圧崩壊が生じるおそれがある場合において、供給区域の電圧を維持するために必要なときは、供給区域の需要の抑制又は遮断を行うことができる。

- 2 一般電気事業者は、前項の措置の実施にあたり、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。

第6節 給電指令

(給電指令)

第161条 一般電気事業者は、供給区域に存する電気供給事業者及び需要者

に対し、次の各号に掲げる場合において、電力設備の運転（操作又は停止を含む。以下同じ。）、電力設備の作業中止その他必要な事項に関する指令（電力設備の運転等に用いる計算機、自動復旧装置等により自動的に電力設備の運転等を実施する場合を含む。以下「給電指令」という。）を行う。

- 一 平常時の給電指令 平常時における電力系統の運用、電圧調整及び作業停止に伴う電力設備の運転の指令
- 二 異常時の給電指令 次に掲げる電力設備の運転及び電力設備の作業中止等の指令
 - ア 周波数及び電圧の維持、流通設備の運用容量の超過の解消等の電力系統の安定性の確保を目的とした発電者の発電機の出力の調整及び需要の抑制又は遮断
 - イ 異常気象~~や又は~~電力系統の異常等が発生した場合における供給信頼度の確保を目的とした電力設備の作業中止の指令
 - ウ その他電力系統に異常が発生し又は発生するおそれがある場合における、電力系統の異常を抑制、防止又は回復するために必要となる指令

（給電指令の発受令に必要な事項の決定）

第162条 一般電気事業者及び給電指令を受令する者（以下「受令者」という。）は、予め給電指令の発受令に備え、協議の上、給電指令の内容、給電指令の対象とする電力設備の範囲、給電指令の発受令の体制その他給電指令の発受令のために必要な事項を定めた給電申合書その他の協定書を締結する。

（手順書の作成）

第163条 一般電気事業者及び受令者は、給電指令を発受令~~する毎に~~するごとに、協議の上、給電指令を実行するための手順書を作成する。但し、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

- 一 発電機の出力の調整、電圧調整その他手順書によらずに安全かつ確実に電力設備の操作又は運転を実施することができる場合
 - 二 異常時の給電指令を発令する場合において、手順書を作成する時間的余裕がない場合
- 2 一般電気事業者は手順書にしたがって給電指令を発令し、受令者は手順書にしたがって速やかに電力設備の操作又は運転を実施する。

（給電指令に基づく電力設備の運転等の実施）

第164条 受令者は、給電指令を拒絶してはならない。但し、人身の安全、電

力設備の保安、電力の安定供給及び電力品質の確保等に問題を生じるおそれがある場合は、受令者は、一般電気事業者に対し、給電指令の変更又は中止を要請し、給電指令を拒絶することができる。

（給電指令に基づかない電力設備の運転等の実施）

~~第165条 受令者は、第162条の決定事項にかかわらず、人身の安全を損なうおそれがある場合又は電力設備の故障の発生若しくは故障の拡大のおそれがあるときは、給電指令によらず、給電指令の対象となる電力設備の運転等を行うことができる。~~

（異常時の給電指令の理由等の通知）

~~第166条 第165条 一般電気事業者は、第161条第2号の給電指令を行った場合は、給電指令の受令者に対し、速やかに当該給電指令の理由及び内容を通知する。~~

2 一般電気事業者は、第161条第2号の給電指令を発電設備保有事業者に対して直接行った場合において、その指令が当該発電設備保有事業者から他の電気事業者への電気の供給に影響を与えるときは、事後速やかに、当該電気事業者に対し、必要な説明を行う。

(給電指令に基づかない電力設備の運転等の実施)

第166条 受令者は、第162条の決定事項にかかわらず、人身の安全を損なうおそれがある場合又は電力設備の故障の発生若しくは故障の拡大のおそれがあるときは、給電指令によらず、給電指令の対象となる電力設備の運転等を行なうことができる。

第11章 地域間連系線の管理

第1節 連系線の運用容量及びマージン

(運用容量の算出の考え方)

第167条 連系線の運用容量は、電力設備に通常想定し得る故障が発生した場合においても、電力系統の安定的な運用が可能な容量とする。

2 連系線の運用容量は、次の各号に掲げる潮流の値の最小値とする。

- 一 熱容量等 設備健全時、又は、電力設備のN-1故障が発生した場合において、流通設備に流れる潮流を熱容量その他の設計上の許容値以下とできる連系線の潮流の最大値。但し、本号における熱容量とは、流通設備に電流が流れた際の当該設備の温度が当該設備を継続的に使用することができる上限の温度となる潮流の値をいう。
- 二 同期安定性 通常想定し得る範囲において、送電線、変電所又は開閉所の母線その他発電機間の同期状態に影響を与える可能性のある電力設備の故障が発生した場合に、発電機間の同期状態が保たれ、発電機の安定運転を維持できる連系線の潮流の最大値から需要等の瞬時的な変動に伴う潮流の偏差量を控除した値
- 三 電圧安定性 通常想定し得る範囲において、送電線、変電所又は開閉所の母線その他電力系統の電圧の安定性に影響を与える可能性のある電力設備の故障が発生した場合に、電力系統の電圧を安定的に維持できる連系線の潮流の最大値から需要等の瞬時的な変動に伴う潮流の偏差量を控除した値
- 四 周波数維持 連系線が遮断し電力系統が分離した場合において、電力系統の周波数を安定的に維持できる連系線の潮流の最大値

(下げ代不足時における短時間熱容量による運用容量の算定算出)

第168条 本機関は、特定の供給区域において下げ代不足が見込まれる場合において、前条第2項第1号の流通設備の熱容量に基づき運用容量が定められているときは、下げ代不足が見込まれる期間に限定して、潮流の値を短時間熱容量に基づき算定算出することができる。但し、下げ代不足が見込まれる供給区域において、給電指令により迅速かつ確実に出力抑制を行うことができる電源がある場合に限る。

(運用容量の算出断面)

第169条 連系線の運用容量は、次の各号に掲げる場合を除き、30分毎に

ごとの値を算出する。

- 一 月間計画以前の断面の運用容量を算出する場合
- 二 連系線の混雑の発生が見込まれない場合
- 三 第167条第2項第1号から第3号により運用容量が定まる場合

(マージンの値)

第170条 マージンの値は、原則として、各供給区域における持続的な需要変動及び偶發的な需給変動に対応するために必要な電源の容量（以下「必要予備力」という。）のうち他の供給区域から受電することを期待すべき電力（以下「融通期待量」という。）を各供給区域に接続する連系線に配分して、算出する。

- 2 本機関は、長期計画において各連系線に確保するマージンの値及び確保すべき理由を公表する。
- 3 当面の融通期待量は、当面の間、各供給区域の系統容量の3パーセントに相当する電力又は供給区域に電気を供給予定の供給区域内の電源のうち、出力が最大である単一の電源の最大出力（但し、当該電源が発電する電気を継続的に供給区域外へ供給している場合は、当該供給量を控除した値とする。）が故障等により失われた場合にも電力系統を安定に維持できる電力とし、本機関は、継続的に適切な融通期待量について検討を進める。

(マージンの減少)

- 第171条 本機関は、業務規程第64条第1項の規定により本機関が算定算出するマージンの値について、実需給断面に向け需給の予測精度が高まることを踏まえ、一般電気事業者と検討の上、別表11-1のとおり、電力系統を安定的に運用することが可能な範囲で連系線のマージンの値を減少する。
- 2 本機関は、マージンの値を減少した後に、想定外の電力設備の故障等により供給区域の供給力が不足し、電力系統を安定的に運用するために必要と認める場合には、減少したマージンの値を見直すことができる。

別表11-1 マージン減少の時期及び対象期間

マージンの減少の時期	マージンの減少の対象期間
年間の空容量の算出・公表時	第1年度
月間の空容量の算出・公表時	翌々月
翌々日の空容量の算出・公表時	翌々日

(実需給断面におけるマージンの値)

第172条 本機関は、業務規程第64条第1項の規定により本機関が算定算出するマージンの値について、各供給区域における必要予備力が確保されている場合には、電力系統の安定性を保つためにマージンを確保する必要がある場合を除き、各供給区域における必要予備力が確保されている場合には、実需給断面における減少後のマージンの値をゼロとする。

- 2 本機関は、実需給断面において、マージンを確保する必要がある場合には、予め各連系線に確保するマージンの値及び確保すべき理由を公表する。

第2節 連系線の利用

(連系線の利用申込み)

第173条 連系線利用申込者（発電事業者等を含む。）は、業務規程第66条に基づき、連系線の利用の申込みを行い、本機関はこれを受け付ける。

(空おさえの禁止)

第174条 連系線利用者及び連系線利用申込者は、実際に連系線を利用することが合理的に見込まれる量を超えて、業務規程第66条、第69条及び第70条に定める連系線の希望計画の提出、利用計画の更新及び変更並びに通告変更（以下、総称して本節において「希望計画の提出等」という。）を行ってはならない。

- 2 連系線利用者は、希望計画の提出後又は利用計画の更新後、次の各号に掲げるところにより、実際に連系線を利用する量が減少することが合理的に見込まれる場合には、利用計画の更新若しくは変更又は通告変更を行い、容量登録した利用計画等の値を減少しなければならない。

- 一 電源開発計画の変更、発電設備の故障、作業期間の延長等により、利用計画利用計画等に対応する供給力の減少の見込みが明らかになったとき
- 二 電力の受給に係る契約の変更又は電力の取引に関する計画の変更により、容量登録している量の連系線の利用が見込まれないことが明らかになったとき
- 三 利用計画利用計画等に対応する需要の減少の見込みが明らかになったとき
- 四 業務規程別表9-2に定める計画潮流の断面の細分化に伴い、細分化後の計画断面において、容量登録している量が実際に連系線を利用することが合理的に見込まれる量を超えているとき
- 五 その他実際に連系線を利用することが合理的に見込まれる量を超えて連

系線の容量登録をしていることが明らかになったとき

- 3 連系線利用者及び連系線利用申込者は、連系線を利用して自然変動電源その他の出力が変動する電源から発電された電気を送電する場合は、希望計画の提出等にあたって、次の各号のいずれかに掲げる行為を行った上で、蓋然性の高い希望計画の提出等を行うとともに、過去の利用計画等と利用実績との差異の検証を踏まえた改善を行うよう努める。

- 一 電力貯蔵装置又は他の電源との併用
- 二 発電実績統計に基づく安定して発電し得る電力の評価
- 三 天候予測等に基づく確度の高い発電電力の想定
- 四 その他の連系線利用者及び連系線利用申込者が蓋然性の高い希望計画の提出等を行うための行為

(希望する送電経路の選定)

- 第175条 連系線利用申込者は、希望する送電経路を選定の上、本機関に対し、希望計画を提出しなければならない。
- 2 連系線利用申込者は、本機関が交直変換設備の制約の回避その他連系線の効率的な運用に必要があると認める場合は、送電経路の変更について協議しなければならない。

(個別可否判定における作業停止計画の考慮方法)

- 第176条 一般電気事業者は、作業停止計画（但し、年間計画及び月間計画に限る。）に伴い連系線の運用容量が減少する場合には、当該連系線にかかる個別可否判定において、当該作業停止計画に伴う運用容量の減少量を考慮する。但し、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。
- 一 年間計画における作業日数が一月あたり平日6日又は休日3日未満の場合
 - 二 月間計画における作業日数が一週あたり平日3日未満の場合
- 2 前項但書に基づき、個別可否判定にあたって運用容量の減少量を考慮しない場合においては、一般電気事業者は、連系線利用者の混雑処理の予見可能性を高めるため、連系線の運用容量の一時的な減少を考慮した場合に混雑処理の対象となる可能性のある連系線利用者に対して、作業停止計画の内容、作業停止日、作業停止計画に伴う混雑処理を行った場合の連系線利用計画の抑制量その他作業停止計画に伴う連系線の制約の内容を通知する。

(通告変更の申込み期限)

- 第177条 連系線利用者は、通告変更の申込みを行う場合においては、次の各号に定める期限までに、その申込みを行う。
- 一 交直変換設備を経由する場合 変更する通告値の送電が開始される60分前まで
 - 二 前号に該当しない場合 変更する通告値の送電が開始される30分前まで
- 2 本機関は、電力系統に重大な故障が発生している場合、多数の通告変更が重なった場合その他通告変更を処理することが困難な場合は、前項の申込期限の前であっても通告変更の申込みを受理せず、受理した通告変更について処理を行わないことができる。
- 3 本機関は、前項に基づき、連系線利用者から受理した通告変更の処理を行わなかったときは、事後速やかに、当該連系線利用者に対して、その理由を説明するものとする。

(通告値の大幅な変化が想定される場合の措置)

- 第178条 一般電気事業者は、通告値の大幅な変化によって、供給区域内の周波数調整が困難になる又は困難になるおそれがある場合において、その改善のために必要なときは、当該通告値の変動の原因となる連系線利用者と協議の上、連系線利用に関する15分毎ごと又は5分毎のごとの計画値の提出を求めることができる。

(複数の希望計画をまとめた連系線の利用)

- 第179条 連系線利用申込者は、希望計画の提出において、業務規程別表11-1(i)に掲げる設備上の制約により連系線を利用することができない場合において、複数の連系線利用申込者の希望計画の内容を考慮することによって、当該制約を回避することができるときは、当該複数の希望計画を共同で提出することによって、連系線を利用することができる（以下「連系線の共同利用」という。）。
- 2 連系線利用申込者は、連系線の共同利用を行うにあたっては、連系線の希望計画の提出にあたって、その旨を明示しなければならない。
- 3 連系線利用申込者は、連系線の共同利用を途中で解消し、又はすでに容量登録された単独の利用計画を連系線の共同利用に利用することはできないものとする。

(マージンの利用)

第180条 連系線利用申込者は、業務規程第78条に基づき、連系線のマージンの一部を利用することができます。

(マージン利用計画の取消)

第181条 本機関は、第171条に定める翌々日空容量公表時のマージンの値の減少ができない場合には、業務規程第78条第4項第3号に基づき、マージンの一部を利用した供給にかかる利用計画（以下「マージン利用計画」という。）を取り消すことができる。

(複数のマージン利用計画の取消)

第182条 本機関は、取消の対象となるマージン利用計画が複数存在するときは、第191条に定める混雑処理における抑制順位に準じ、マージン利用計画の取消を行う。

(マージン利用計画が取り消された場合)

第183条 連系線のマージンの一部を利用する者は、本機関が業務規程第78条第4項に基づきマージン利用計画を取り消した場合は、これを受諾しなければならない。

第3節 連系線の長期的な容量確保

(認定区分及び認定基準)

第184条 本機関は、連系線の利用を希望する者から申請があった場合には、次の各号に掲げる契約を、業務規程第73条第1項に定める、連系線の容量を長期安定的に確保すべき契約として認定する（以下「認定契約」という。）。なお、第1号及び第2号に掲げる場合においては、将来の受給又は振替供給に係る契約であっても、認定時点の空容量の範囲内で認定を受けることができる。

- 一 長期固定電源に関する契約 原子力、水力（揚水式を除く。）及び又は地熱電源から供給される電力の受給又は振替供給に係る契約であること。
- 二 自然変動電源に関する契約 風力及び風力又は太陽光電源から供給される電力の受給又は振替供給に係る契約であること。
- 三 連系線同時建設電源に関する契約 前号に該当する電源のほか、連系線の新設又は増強にあわせて新設又は増設を行った電源から供給される電力の受給又は振替供給に係る契約であること。但し、当該契約が継続してお

り、当該契約の当事者が当該連系線の新設又は増強の費用の応分の負担を行った場合に限る。

- 2 本機関は、前項の認定の結果を公表する。

(認定に係る最大電力)

第185条 本機関は、認定契約の契約書（契約書、合意書、申合書その他名称の如何を問わず契約内容を記載した書面をいう。以下同じ。）において定められた常時受電可能な電力の最大値（但し、一つの電源から発電された電気を複数の事業者が受電する場合は、契約書において当該事業者が常時受電可能な電力）から、次の各号に掲げる電力を考慮した値を契約の認定に係る最大電力（以下「認定最大電力」という。）とする。

- 一 電源の定格出力を基準とし、発電所の所内電力、自家消費電力その他発電及び送電に伴い消費されるべき電力
- 二 原子力電源の場合において、定格熱出力一定運転によって、定格出力を超える電力
- 2 認定契約に関する契約書に常時受電可能な電力の値が定められていない場合には、認定最大電力は、次の第1号又は第2号に掲げる値から前項各号に掲げる電力を考慮した値とする。
 - 一 供給計画に計上されている電力（供給計画上は明示されていなくとも、供給力の算定根拠となっている電力を含む。）
 - 二 過去の実績から高い蓋然性をもって受電することが見込まれる電力
- 3 本機関は、連系線の利用を希望する者が認定を求めた電力の範囲内で、最大電力を認定する。

(認定される期間)

第186条 本機関は、契約書において定められている期間を契約の認定に係る認定期間とする。但し、供給計画に当該契約に基づく電力の受給の計画が計上されている期間が契約書において定められている期間よりも長期である場合には、供給計画に計上されている期間を認定期間とする。

(複数の送電経路により受給できる場合の取扱い)

第187条 本機関は、複数の送電経路により受給できる契約については、第185条で認定する最大電力の範囲内において、送電経路ごとに最大電力を振り分けて定めることができる。

(認定の申請)

- 第188条 連系線の利用を希望する者が、業務規程第73条第2項の申請、変更又は取り消しを行おうとするときは、契約認定申請書を本機関に提出しなければならない。
- 2 前項の契約認定申請書の様式は、本機関が定める。

(認定期間の延長の仮認定)

- 第189条 認定期間の延長の申請（以下「期間延長申請」という。）を行おうとする者（以下「期間延長申請者」という。）は、申請に係る審査の期間を確保するため、認定契約の認定期間の満了日（供給計画等に基づき認定を受けている契約については供給計画の提出日。以下、この条において同じ。）の1か月前から、認定期間延長の仮申請を行うことができる。この場合、期間延長申請者は、認定期間の延長を証する契約書等の添付を要しない。
- 2 本機関は、前項の仮申請を受理したときは、当該時点をもって、認定期間が延長されたものと仮に認定する。
- 3 仮申請を行った者は、期間の延長が確定した日から1か月以内に、認定期間の延長を証する契約書を添付の上、期間延長申請を行わなければならない。
- 4 仮認定の有効期間は、本機関の期間延長申請の審査が終了する日までとする。但し、前項に定める期間内に期間延長申請が行われない場合は、本機関は、仮認定を取り消す。

(認定期間満了日までに期間延長申請等を行わなかった場合の取扱い)

- 第190条 期間延長申請者は、申請に係る契約の認定期間の満了日までに、期間延長申請又は前条による仮申請を行わなかった場合は、認定期間の満了日から1か月以内に限り、期間延長申請を行うことができる。
- 2 本機関は、前号による申請を受け付けたときは、その申請を受理した時点をもって、当該認定期間が延長されたものとして仮認定する。
- 3 前号の仮認定の有効期間は、当該申請の審査が終了するまでとする。

第4節 連系線の混雑処理

(混雑処理における抑制順位)

- 第191条 一般電気事業者は、業務規程第82条に掲げるシステムの構築が完了するまでの間、業務規程第72条に定める混雑処理を行う。
- 2 関連一般電気事業者（業務規程第66条に定める。以下同じ。）は、混雑が発生した連系線における利用計画等を、次の各号の順にしたがって、計画潮流

の断面ごとに混雑が解消するまで抑制する。

- 一 第2号から第6号に該当しない利用計画等
- 二 第184条第1項第3号に基づき認定された連系線同時建設電源に関する契約による利用計画等
- 三 第184条第1項第2号に基づき認定された自然変動電源に関する契約による利用計画等
- 四 卸電力取引所の前日スポット取引による利用計画等
- 五 本機関の指示等に基づく利用計画等
- 六 第184条第1項第1号に基づき認定された長期固定電源に関する契約による利用計画等
- 3 前項各号に該当する利用計画等が複数存在するときは、当該利用計画等の間の抑制順位は次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 前項第1号及び第3号のに該当する利用計画等の間の抑制順位 登録時刻が遅い順に抑制する。但し、登録時刻が同一の利用計画等については、同じ抑制順位として取り扱う。
- 二 前項第2号及び第4号のに該当する利用計画等の間の抑制順位 同じ抑制順位として取り扱う。
- 三 前項第5号のに該当する利用計画等の間の抑制順位 本機関の指示の内容に基づき、抑制の対象及び抑制量を決定する。
- 四 前項第6号のに該当する利用計画等の間の抑制順位 当該潮流の抑制の実効性、抑制した場合の公衆安全及び発電設備の保安への影響、その他想定される影響を考慮して、抑制の対象及び抑制量を決定する。
- 4 同じ抑制順位の利用計画等の抑制量は、抑制前の利用計画等の値に応じて按分した値とする。なお、利用計画等の抑制量の算出にあたっては、1キロワット未満を切り上げるものとする。

(同じ抑制順位の複数の利用計画等を有する者の変更希望計画)

- 第192条 前条第4項にかかるらず、連系線利用者は、同じ抑制順位として取り扱われる利用潮流を複数有する場合は、関連一般電気事業者と協議の上、連系線利用量の合計値が抑制後の連系線利用量の合計値を超えない範囲で、当該利用計画等を変更することができる。

(複数の連系線において同時に混雑が発生した場合の混雑処理)

- 第193条 関連一般電気事業者は、複数の連系線において同時に混雑が発生し、当該複数の連系線を利用する利用計画等を抑制する必要がある場合は、混雑が発生した連系線ごとに第191条に基づき算出した抑制量のうち、最大

値に相当する電力を当該利用計画等の抑制量とする。

(緊急時の混雑処理方法)

第194条 関連一般電気事業者は、次の各号に掲げる場合において、緊急の混雑処理が必要なときは、第191条に定める抑制順位によらずに抑制効果が大きい利用計画等を抑制することができる（以下「緊急抑制」という。）。

- 一 発電機の故障、需要の急激な減少等に伴う通告変更により相殺潮流（混雑が発生した方向と逆方向に流れる潮流をいう。以下同じ。）が減少し、混雑が発生した場合
- 二 業務規程第63条に基づく運用容量の見直しにより連系線の運用容量が減少し、混雑が発生した場合
- 2 関連一般電気事業者は、緊急抑制後、速やかに第191条に定める基づく混雑処理を行い、緊急抑制を終了する。

(緊急抑制時の発電機の出力の調整)

第195条 混雑が発生した連系線に隣接する一般電気事業者は、緊急抑制~~を開始するまでの間~~又は第191条に定める基づく混雑処理を行うまでの間の電力系統の安定性を確保するため、必要に応じ、当該連系線の潮流を抑制する相殺潮流が流れるよう発電機の出力の調整を行う。

(年間計画及び月間計画における作業時の混雑処理方法)

第196条 計画潮流の年間計画及び月間計画において、電力設備の作業停止計画によって連系線の運用容量が減少し、混雑が発生する場合の取扱いは、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 作業停止計画が第176条第1項各号に定める作業日数に該当しない場合は、混雑が発生する期間のみ混雑処理を行う。
- 二 作業停止計画が第176条第1項各号に定める作業日数に該当する場合は、混雑処理にあたり、当該作業停止計画に伴う運用容量の一時的な減少は考慮しない。
- 2 計画潮流の更新による計画断面の細分化に伴い、前項によって混雑処理を実施しなかった作業計画作業の期間において連系線の混雑が発生するときは、混雑が発生する期間のみ混雑処理を行う。

(混雑処理の対象外とする利用計画等)

第197条 混雑が発生した連系線を利用した利用計画等のうち、次の各号に掲げる利用計画等は、当該連系線における混雑処理の対象としない。

- 一 業務規程第78条に基づく混雑が発生した連系線のマージンの一部を利⽤した供給に係る利用計画等
- 二 業務規程第79条に基づく混雑が発生した連系線のマージンを使用した供給に係る利用計画等
- 三 業務規程第80条に基づく混雑が発生した連系線の運用容量拡大分を使用した供給に係る利用計画等

第5節 連系線の変更賦課金

(変更賦課金)

第198条 一般電気事業者が、業務規程第77条に基づき賦課する賦課金（以下「変更賦課金」という。）の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 計画変更賦課金
- 二 通告変更賦課金

2 変更賦課金の単価（以下「変更賦課金単価」という。）は、連系線利用者の過度な負担とならず、かつ、連系線利用者が使用しない連系線の容量が適切に開放される最低限の水準とし、本機関が定める。

(変更賦課金の対象となる連系線)

第199条 変更賦課金の対象となる連系線（以下「対象連系線」という。）は、次の各号に掲げる時点において、空容量が運用容量の5パーセントを下回る連系線とする。但し、対象連系線を迂回して送電する経路があり、かつ、その経路上の全ての連系線が変更賦課金の対象外であるときは、当該連系線を対象連系線としない。

- 一 計画変更賦課金 受給日の7日前の17時
- 二 通告変更賦課金 受給日の前日の17時
- 2 本機関は、対象連系線を設定した場合には、その旨を公表する。
- 3 本機関は、計画潮流の断面毎にごとに、対象連系線の設定の要否を判定するものとする。

(変更賦課金の対象となる利用計画及び通告等)

第200条 一般電気事業者は、次の各号に掲げる対象連系線にかかる利用計画等（以下「賦課金対象利用計画等」という。）を変更賦課金の対象とする。

- 一 計画変更賦課金の対象とする利用計画（以下「賦課金対象利用計画」という。）

対象連系線の潮流方向と同一方向の利用計画のうち、受給日の前日12

時時点における利用計画の値が、受給日の7日前17時時点における利用計画の値から10パーセント以上減少したもの（以下「賦課金対象利用計画」という。）。

二 通告変更賦課金の対象とする通告値

対象連系線の潮流方向と同一方向の通告値のうち、実需給断面における通告値が受給日の前日17時時点における通告値から10パーセント以上減少したもの（以下「賦課金対象通告値」という。）。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由により利用計画等の値を減少するときは、変更賦課金の対象としない。
 - 一 業務規程第79条に定めるマージンを使用する利用計画等の値を減少するとき
 - 二 業務規程第80条に定める運用容量拡大分又は運用容量を超過して連系線を使用する利用計画等の値を減少するとき
 - 三 業務規程別表9-5に定める発電トラブルによる変更、不可避的な変更又は系統運用上必然的な変更により利用計画等の値を減少するとき

（賦課金対象利用計画等を変更賦課金の対象と判断した場合の手順）

- 第201条 一般電気事業者は、賦課金対象利用計画等が変更賦課金の対象となると判断した場合には、次の各号に掲げる手順に基づき、賦課金対象利用計画等を有する者（以下「賦課金対象利用者」という。）に変更賦課金を賦課する。
- 一 一般電気事業者は、次に掲げるとおり、計画潮流の断面毎にごとに、変更賦課金の対象となる電力量（以下「変更賦課金対象電力量」という。）を算定する。
 - ア 計画変更賦課金の対象となる電力量 受給日の7日前の17時時点における賦課金対象利用計画に対する受給日の前日の12時時点における賦課金対象利用計画の電力量の減少量のうち、受給日の7日前の17時時点における賦課金対象利用計画の10パーセントを超えた部分の電力量
 - イ 通告変更賦課金の対象となる電力量 受給日の前日17時時点における賦課金対象通告値に対する実需給断面における賦課金対象通告値の電力量の減少量のうち、受給日の前日17時時点における賦課金対象通告値の10パーセントを超えた部分の電力量
 - 二 一般電気事業者は、前号で算定した変更賦課金対象電力量に変更賦課金単価を乗じた金額を、変更賦課金の金額とし、賦課金対象利用者に通知する。

（賦課金対象利用計画等を変更賦課金の対象外と判断した場合の手順）

第202条 一般電気事業者は、賦課金対象利用計画等が第200条第2項に基づいて変更賦課金の対象外となると判断した場合は、次の各号に掲げる手順に基づき、本機関及び賦課金対象利用者に対して通知する。

- 一 一般電気事業者は、第200条第2項に基づいて変更賦課金の対象外となると判断した場合は、本機関にその旨を通知する。但し、賦課金対象利用計画等が第200条第2項第3号に基づいて変更賦課金の対象外となると判断した場合は、当該賦課金対象利用計画等についてには、一般電気事業者は、賦課金対象利用者に対象外となるべき説明資料の提出を求め、当該資料を付して本機関へ本機関に提出する。
- 二 本機関は、前号の賦課金対象利用計画等が、第200条第2項に基づき、変更賦課金の対象外となるか否かを確認し、その結果を一般電気事業者へ通知する。
- 三 本機関が前号によりの確認の結果、賦課金対象利用計画等が変更賦課金の対象となると対象外とならないと認めた場合には、一般電気事業者は、前条に準じて、変更賦課金の額を算定し、賦課金対象利用者に通知する。

（変更賦課金に関する事後検証）

第203条 本機関は、賦課金対象利用者から変更賦課金を賦課した事実又は変更賦課金の金額の妥当性の検証を要請されたときは、関係する一般電気事業者及び当該賦課金対象利用者に対して検証に必要な資料の提出を求め、その妥当性の検証を行い、その結果を当該一般電気事業者及び賦課金対象利用者に通知する。

第12章 作業停止計画の調整

(一般電気事業者による作業停止計画の調整)

第204条 一般電気事業者は、業務規程別表10-1に示す種別で、電力設備の作業停止計画の調整及び取りまとめを行う。但し、本機関が調整を行う電力設備の作業停止計画については、この限りでない。(以下、一般電気事業者が調整及び取りまとめを行う作業停止計画を、本章において「調整対象作業停止計画」という。)

2 電気供給事業者 (一般電気事業者を除く。本章において、以下同じ。)は、一般電気事業者の行う作業停止計画の調整及び取りまとめに協力しなければならない。

(作業停止計画の原案の提出)

第205条 電気供給事業者 (一般電気事業者を除く。本章において、以下同じ。)は、次の各号に掲げる電力設備(一般電気事業者と電気供給事業者との間で作業停止計画の調整対象とする旨を合意した電力設備に限る。以下、本章において同じ。)の点検、修繕等の作業を実施するため電力設備を停止するとき又は電力設備の点検、修繕等の作業によって電力設備の運用に制約が生じるときは、別表12-1で定める期日までに、当該電力設備の存する供給区域の一般電気事業者に、年間及び月間の作業停止計画の原案を提出するものとする。

- 一 発電機
 - 二 母線、主要変圧器、開閉器、計器用変流器、計器用変圧器、避雷器及び調相設備
 - 三 電線路
 - 四 系統保護继電器、機器保護继電器及び中性点接地装置
 - 五 電力系統の監視、制御、保護等に必要な情報を伝送する通信設備
 - 六 その他電力系統の運用に影響を与える設備
- 2 一般電気事業者は、供給区域の系統規模が大きい場合や作業停止計画が多数である場合等、電力設備の作業停止計画の調整を円滑に実施するために必要なときは、電気供給事業者と予め合意の上、電気供給事業者に対して、年間及び月間の作業停止計画のほか、当年度の下期の作業停止計画の提出を求めることができる。
- 3 電気供給事業者は、前2項の作業停止計画において、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 作業の開始及び終了の予定日時

二 電力設備の作業停止の内容

三 その他作業停止計画の調整に必要な項目

別表12-1 一般電気事業者への作業停止計画の提出期日 (※)

	年間計画 (翌年度・翌々年度)	月間計画 (翌月・翌々月)	各計画の変更・ 計画外作業停止
原案	毎年10月末	毎月1日	不定期 <u>(速やかに)</u>
調整案	毎年12月末	毎月10日	
最終案	毎年2月中旬	毎月中旬	

※ 連系線の運用容量に影響しない流通設備の作業停止計画であって、広域連系系統に該当しない流通設備の作業停止計画については、当該流通設備の存する供給区域の一般電気事業者と電気供給事業者が協議の上、提出期日を別途定めることができる。

(本機関に対する作業停止計画の提出)

第206条 一般電気事業者は、前条により提出された作業停止計画の原案のうちを受け取ったときは、業務規程第84条第1項に掲げる基づき作業停止計画を取りまとめ、本機関に提出する。

(調整対象作業停止計画の原案の調整)

第207条 一般電気事業者は、調整対象作業停止計画の原案について、第215条に定める考慮事項等を踏まえ、当該調整対象作業停止計画を提出した電気供給事業者及び当該調整対象作業停止計画により連系線の利用計画又は発電計画に影響を受ける電気供給事業者その他関係する電気供給事業者(以下「関係電気供給事業者」という。)の意見を聴取し、作業停止時期及び作業停止期間等の調整を行い、必要に応じて、調整対象作業停止計画の原案の見直しを求める。

(調整対象作業停止計画の調整案の提出・取りまとめ)

第208条 電気供給事業者は、第205条に準じて、前条の調整を踏まえ、別表12-1に定める期日までに、原案から調整された調整対象作業停止計画の調整案を提出する。

2 一般電気事業者は、前項により、調整対象作業停止計画の調整案を受け取ったときは、これを取りまとめる。

(調整対象作業停止計画の調整)

第209条 一般電気事業者は、調整対象作業停止計画の調整案について、第215条に定める考慮事項等を踏まえ、関係電気供給事業者の意見を聴取し、作業停止時期及び作業停止期間等の調整を行い、必要に応じて、調整対象作業停止計画の調整案の見直しを求める。

(調整対象作業停止計画の最終案の提出、承認)

第210条 電気供給事業者は、第205条に準じて、前条の調整を踏まえ、別表12-1に定める期日までに、調整案に対して最終調整された調整対象作業停止計画の最終案を提出する。

- 2 一般電気事業者は、前項により調整対象作業停止計画の最終案を受け取ったときは、これを取りまとめ、承認する。
- 3 一般電気事業者は、承認した調整対象作業停止計画を関係電気供給事業者に通知し、必要な情報を提供しなければならない。

(調整対象作業停止計画の提出の省略)

第211条 電気供給事業者は、業務規程第89条に準じ、調整対象作業停止計画の提出を省略することができる。

- 2 前項により、電気供給事業者が調整対象作業停止計画の提出を省略した場合は、本機関及び一般電気事業者は、当該電気供給事業者の調整対象作業停止計画に変更がないものとして、当該作業停止計画の調整を行う。

(調整対象作業停止計画の変更及び追加)

- 第212条 電気供給事業者は、年間計画の変更又は追加、月間計画の変更及び当初の調整対象作業停止計画では予定していなかった作業停止を行うときは、その理由を付して、変更後の調整対象作業停止計画（以下「調整対象作業停止変更計画」という。）を一般電気事業者に提出する。
- 2 電気供給事業者は、調整対象作業停止計画の原案の提出から最終案の承認までの間であっても、当該事業者が最後に提出した調整対象作業停止計画の原案、調整案又は最終案の変更又は追加が必要となったときは、その理由を付して、速やかに調整対象作業停止変更計画を一般電気事業者に提出する。
 - 3 一般電気事業者は、前2項により変更した調整対象作業停止変更計画を受け取ったときは、第205条に準じて調整を行い、必要に応じ、変更計画の見直しを求めた上で、調整対象作業停止変更計画を承認する。

(緊急時の作業停止計画の調整の省略)

第213条 電気供給事業者は、人身の安全又は設備保全上の理由により緊急を要する場合は、第205条から第212条の作業停止計画の調整の手続き手続を行わず、直ちに関係する電力設備を停止することができる。

- 2 電気供給事業者は、前項により電力設備を緊急停止した場合において、当該電力設備の停止が継続するときは、前条第1項に準じて、速やかに調整対象作業停止変更計画を一般電気事業者に提出する。

(作業実施の手続)

第214条 一般電気事業者及び作業を実施する電気供給事業者は、作業事故、供給支障等を生じさせることのないよう、第163条に定めるところにより、相互に協調して作業停止に伴う電力設備の運転を行わなければならない。

- 2 一般電気事業者と作業を実施する電気供給事業者は、作業停止の実施にして、作業停止の開始時刻及び終了時刻を相互に確認する。
- 3 一般電気事業者は、作業を中止する場合、作業開始を見合せる場合又は作業期間を延長する場合には、作業を実施する電気供給事業者とその内容及び理由を相互に確認する。

(作業停止計画の調整における考慮事項)

第215条 本機関及び一般電気事業者は、次の各号に掲げる事項（一般電気事業者においては第9号を除く。）を考慮の上、電力設備の作業停止計画の調整を行う。なお、本機関及び一般電気事業者は、電力設備の作業停止計画の調整にあたっては、第1号から第4号に掲げる事項を重視するものとする。

- 一 公衆安全の確保
- 二 電力設備の保全
- 三 作業停止期間中の供給信頼度
- 四 作業停止期間中の運転予備力
- 五 需要の抑制又は停止を伴う作業停止計画における需要家の操業計画
- 六 発電の抑制若しくは停止又は連系線混雑の回避
- 七 作業停止期間の短縮及び作業の効率化
- 八 電気供給事業者間の公平性の確保
- 九 複数の連系線の同時期の停止の回避

第13章 系統情報の公表

(系統情報の公表)

第216条 一般電気事業者及び卸電気事業者は、国が定める系統情報の公表の考え方に基づき、次の各号に掲げるものを除き、電力系統の利用に資する情報を当該一般電気事業者及び卸電気事業者のウェブサイトにおいて公表する。

一 国や地方公共団体の重要な機能の喪失に繋がるおそれがあるもの

二 特定の電力の供給契約に係る契約条件等に関するもの

2 前項により公表する情報の項目、公表手段及び公表時期は、別表13-1に定めるところによる。

(事業者の要請に基づく情報の提示)

第217条 一般電気事業者及び卸電気事業者は、系統連系希望者から当該検討に必要な情報の提示の要請があった場合は、前条第1項各号に該当する情報を除き、別表13-2に定める情報を提示する。

2 前項により提示する情報の項目、提示手段及び提示時期は、別表13-2に定めるところによる。

3 一般電気事業者及び卸電気事業者は、第1項の情報の提示に際し、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

一 閲覧者の事前登録

二 閲覧目的の明確化

三 秘密保持契約の締結

四 その他提示する情報の保護のために必要な措置

別表13-1 一般電気事業者及び卸電気事業者が公表する情報及び公表の手段、時期

情報項目	公表の手段	公表時期
④(a) 一般電気事業者及び卸電気事業者の系統ルール ・情報公表ルール ・設備形成ルール ・系統アクセスルール ・系統運用ルール	一般電気事業者及び卸電気事業者のウェブサイト	都度
④(b) 流通設備計画 ・流通設備建設計画 ^(※1)	同上	同上
④(c) 連系制約イメージ ・発電設備の系統連系制約に関し、簡易的に地図上に記載した送電系統図 ^(※2) 154kV以上	一般電気事業者のウェブサイト	同上
④(d) 需給関連情報（需給予想） ・一般電気事業者の需要電力 翌日：翌日の最大時需要電力と予想時刻 当日：当日の最大時需要電力と予想時刻 ・一般電気事業者の最大需要電力に対する供給電力 翌日：翌日の供給電力 当日：当日の供給電力	同上	翌日：前日18時18時頃 当日：当日9時頃
④(e) 需給関連情報（電力使用状況） ・一般電気事業者の需要電力の現在値 ・一般電気事業者の当日及び前日 ^(※3) の需要実績カーブ ・一般電気事業者の当日の最大電力実績と発生時刻	同上	都度
④(f) 再生可能エネルギーの出力抑制に関する情報 ^{(※4)-(※4)} ・出力抑制が行われた日、時間帯 ・その時間帯ごとに抑制の指示を行った出力の合計 ・理由（「下げ代不足」などの要因）	同上	出力抑制が行われた日の属する月の翌月

※1 最新の供給計画において記載されているもの。

※2 沖縄電力株式会社の供給区域においては132kV以上とする。

※3 過日分の参考日を対象として表示する場合もある。

※4 公表する事項は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年6月18日経済産業省令第46号）」に準ずる。

(注) 卸電気事業者は、(a) (a) 及び(b) (b) のみを公表するものとする。

別表13-2 一般電気事業者及び卸電気事業者が個々の要請に応じて提示する情報及び提示の手段、時期

情報項目	提示の手段	提示時期
<u>(a)</u> (a) 流通設備の故障状況 (設備名、発生時刻、原因、復旧状況等)	一般電気事業者の送電サービスセンター等 ^(※4-1) への店頭、電話等での問合せに応じ、個別に示し、説明	都度
<u>(b)</u> (b) 系統アクセス情報（特別高圧） ・地内系統（連系線を除く一般電気事業者が運用する送電系統をいう。以下、本表において同じ。）の送電系統図（送電線、変圧器等の容量を含む。）（但し、別表13-1（b）（c）により公表する情報を除く。） ・地内系統の潮流図（予想及び実績） ・地内系統の作業停止計画（計画及び実績） ・地内系統の設備定数（送電線、変圧器等の電圧、インピーダンス等）、短絡容量、系統保護リレーの設置状況その他送電系統への連系の技術検討に係わる情報 ・地内系統の送電設備計画 ^{（但し、別表13-1（b）により公表する情報を除く。）} ・地内系統の停電実績（但し、停電発生時に一般電気事業者のウェブサイト等で公表する情報を除く。）	一般電気事業者の送電サービスセンター等 ^(※4-1) の店頭での閲覧 ^(※2-2) 、または、問合せに応じ、個別に示し、説明	同上
<u>(c)</u> (c) 系統アクセス情報（高圧） ・配電系統図（配電線及び変圧器の容量を含む。） ・希望配電線（系統連系希望者が連系を希望する配電線をいう。以下、本表において同じ。）の潮流（予想及び実績） ・希望配電線の設備定数（配電線、変圧器等の電圧、インピーダンス等）、短絡容量、系統保護リレーの設置状況その他配電設備への連系の技術検討に係わる情報 ・希望配電線の配電設備計画 ・希望配電線の停電実績（但し、停電発生時に一般電気事業者のウェブサイト等で公表する情報を除く。）		同上

※4-1 具体的には、一般電気事業者及び卸電気事業者の情報公表ルールで定める。

※2-2 系統連系希望者の希望連系点付近の送電系統図または配電系統図を提示する。

第14章 緊急時の対応

第218条 電気事業者は、災害等の緊急時には、本機関が定める防災業務計画に基づき、本機関及び他の電気供給事業者と連携し、災害等への対応を行わなければならない。

2 電気事業者は、平時より、業務規程及び本機関が定める防災業務計画に基づき、防災に係る情報の本機関への提出、防災訓練への参加その他~~の~~本機関からの要請に応じて適切にな対応しなければを行わなければならぬ。

3 電気事業者に該当しない電気供給事業者は、防災に係る業務の遂行に関し、前2項に準じた対応を行うよう努める。

第15章 電気の質に関する評価・分析等

(電気の質に関する評価・分析)

第219条 本機関は、一般電気事業者から提供された情報をもとに、周波数、電圧及び停電に関する電気の質に関して、供給区域ごとに評価、分析し、業務規程第101条に定める報告書として取りまとめる。

(電力需給等に関する情報の本機関への提出)

第220条 一般電気事業者は、本機関が前条の報告書を作成するため、本機関に対し、毎年8月末日までに、次の各号に掲げる事項に関する前年度の実績を報告しなければならない。

一 周波数に関する実績 自らの供給区域において、~~経済産業省令で定められた周波数標準周波数~~から以下に示す変動幅に維持された時間の比率(以下「時間滞在率」という。)の実績(但し、離島における周波数の時間滞在率の実績は除く。)

- ア 0.1ヘルツ以内
- イ 0.2ヘルツ以内
- ウ 0.3ヘルツ以内
- エ 0.3ヘルツ超

二 電圧に関する実績 自らの供給区域において、~~電気事業法~~施行規則第45条に基づき

電圧を測定した地点数並びに別表15-1の維持すべき値を逸脱した地点数及びその比率

三 停電に関する実績 電気関係報告規則(~~昭和40年6月15日通商産業省令第54号。「電気関係報告規則」という。)~~に基づき作成した事故発生箇所別供給支障事故件数及び需要家停電統計の情報

四 その他本機関が電力需給の改善にあたり状況を継続的に確認することが必要と考える事項

2 一般電気事業者は、本機関の要請に応じ、~~電気事業法第26条第3項及び電気事業法施行規則第45条~~に基づき記録し保存している周波数及び電圧の測定結果並びに電気関係報告規則第3条に基づき国へ報告した供給支障事故の情報その他本機関が前項の評価・分析にあたって必要となる情報を提供しなければならないものとする。

別表15－1 電圧の維持すべき値

標準電圧	維持すべき値
百ボルト	百一ボルトの上下六ボルトを超えない値
二百ボルト	二百二ボルトの上下二十ボルトを超えない値

第16章 その他

(事業者コード等の申請)

第221条 託送供給利用事業者は、本機関に対し、需給計画、発電計画、連系線の希望計画、利用計画又は通告値を一般電気事業者及び本機関のシステムを介して提出するため、事業者名を示す番号（以下「事業者コード」という。）及び発電所の地点等を示す番号（以下「系統コード」という。）の発行を申請しなければならない。

附則

(施行期日)

第1条 本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。

(平成26年度までに接続検討的回答を受領した発電設備等系統連系希望者による一般電気事業者に対する電源接続案件募集プロセス開始の申込みの扱い)

第2条 平成26年度までに接続検討的回答を受領した発電設備等系統連系希望者は、接続検討的回答における系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まざるはず、かつ、工事費負担金対象となる系統連系工事が第111条に定める規模以上となる場合には、第76条に準じて、一般電気事業者に対し電源接続案件募集プロセスの申込みを行うものとする。

(平成27年度供給計画の案及び供給計画の本機関への提出)

第3条 特定電気事業者及び特定規模電気事業者は、業務規程第23条及び同規程附則第4条に基づき平成27年度供給計画の案を本機関へ提出する際は、本機関が定め、本機関のウェブサイトにおいて公表する様式に基づき、電子データで提出するものとする。

2 特定電気事業者及び特定規模電気事業者が前項により本機関へ提出する供給計画の案及び経済産業大臣に届けなければならない供給計画は、次の各号に定める期限までに本機関に提出するものとする。

- 一 供給計画の案 平成27年4月15日
- 二 供給計画 平成27年4月24日

(マージンの利用の暫定措置)

第4条 業務規程第82条に掲げるシステム構築が完了するまでの間のマージン利用計画の扱いは、次の各号に定めるところによる。

- 一 マージンの一部の利用を可能とする連系線
マージンの一部の利用を可能とする連系線は、業務規程別表9-1に掲げる東京中部間連系設備及び北海道本州間連系設備に限る。
- 二 マージン利用計画の値
ア マージン利用計画の値は、昼間帯及び夜間帯毎ごとに一定値とする。
イ 週間計画におけるマージン利用計画の値は、月間計画における値と同一とする。
- 三 マージン利用計画の変更
ア 業務規程第69条に定める週間計画の更新以降、受給日の2営業日前の

12時までは、マージン利用計画は変更することができない。但し、業務規程別表9-5に定める不可避的な変更又は発電トラブルによる変更の場合はこの限りでない。

イ 受給日の+1営業日前の11時から前日の12時までの間にマージン利用計画の変更を希望する場合には、業務規程別表9-5に定める不可避的な変更として、その変更計画を提出する。

(事業者コード、系統コードの継承)

第5条 託送供給利用事業者が本機関の成立の日の前日までに取得している事業者コード及び系統コードについては、本機関の成立後もその効力を有する。